

独立行政法人 国際協力機構の 平成２８年度における業務実績評価

平成２９年９月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

目 次

評価の概要	0-1
総合評定	0-2

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

No. 1 貧困削減（MDG s 達成への貢献）	1-1
No. 2 持続的経済成長.....	2-1
No. 3 地球規模課題への対応.....	3-1
No. 4 平和の構築.....	4-1
No. 5 事業マネジメントと構想力の強化.....	5-1
No. 6 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献.....	6-1
No. 7 研究	7-1
No. 8 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施.....	8-1
No. 9 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携.....	9-1
No. 10 ボランティア.....	10-1
No. 11 市民参加協力.....	11-1
No. 12 開発人材の育成（人材の養成及び確保）	12-1
No. 13 広報	13-1
No. 14 技術協力、有償資金協力、無償資金協力.....	14-1
No. 15 災害援助等協力.....	15-1
No. 16 海外移住	16-1
No. 17 環境社会配慮.....	17-1
No. 18 男女共同参画.....	18-1
No. 19 事業評価	19-1
No. 20 安全対策の強化.....	20-1
No. 21 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施.....	21-1

2. 業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

No. 22	組織運営の機動性向上.....	22-1
No. 23	契約の競争性・透明性の拡大.....	23-1
No. 24	ガバナンスの強化と透明性向上.....	24-1
No. 25	事務の合理化・適正化.....	25-1
No. 26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し.....	26-1
No. 27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	27-1
No. 28	短期借入金の限度額.....	28-1
No. 29	不要財産の処分等の計画.....	29-1
No. 30	重要な財産の譲渡等の計画.....	30-1
No. 31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）.....	31-1
No. 32	施設・設備.....	32-1
No. 33	人事に関する計画.....	33-1
No. 34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い.....	34-1
No. 35	中期目標期間を超える債務負担.....	35-1

第1章 略語表		
略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）
ADEA	The Association for the Development of Education in Africa	アフリカ教育開発連合
BBB	Build Back Better	より良い復興
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナーシップ
IDFC	International Development Finance Club	国際開発金融クラブ
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアチブ
IHR	International health regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JDS	Japanese Grant for Human Resource Development Scholarship	（無償資金協力）人材育成奨学計画
JKUAT	Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology	（ケニア国立）ジョモ・ケニヤッタ農工大学
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
L/A	Loan Agreement	借款契約
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NDCs	Nationally Determined Contributions	（気候変動：温室効果ガス削減）国が決定する貢献
NEDA	Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency	（タイ）周辺国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構／開発援助委員会

	Development Assistance Committee	
OSBP	One Stop Boarder Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PALM7	The 7th Pacific Islands Leaders Meeting	第7回太平洋・島サミット
PEACE	Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development	(アフガニスタン) 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト
PMAC	Prince Mahidol Award Conference	マヒドン王子記念賞会合
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	レッド・プラス
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDAC	United Nations Disaster Assessment and Coordination	国連災害評価調整チーム
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
UNISDR	United Nations Office for Disaster Risk Reduction	国連国際防災戦略事務局
UNOSSC	United Nations Office for South-South Cooperation	国連南南協力事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国際協力機構		
評価対象	年度評価	2016 年度（平成 28 年度）（第 3 期中期目標期間）	
事業年度	中期目標期間	2012 年度（平成 24 年度）～2016 年度（平成 28 年度）	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課，責任者	政策課 今福 孝男 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課，責任者	考査・政策評価官室 真鍋 尚志 考査・政策評価官
主務大臣	財務大臣 （外務大臣及び財務大臣の共管項目：項目 No. 21「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」，No. 24「ガバナンスの強化と透明性向上」，No. 28「短期借入金の限度額」，No. 29「不要財産の処分等の計画」，No. 30「重要な財産の譲渡等の計画」のうち，有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）		
法人所管部局	財務省国際局	担当課，責任者	開発政策課 吉田 昭彦 課長
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課，責任者	文書課政策評価室 田平 浩 室長
主務大臣	農林水産大臣 （外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し，農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	農林水産省大臣官房国際部	担当課，責任者	海外投資・協力グループ 佐藤 正 参事官
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課，責任者	広報評価課 長野 麻子 課長
主務大臣	経済産業大臣 （外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し，鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	経済産業省貿易経済協力局	担当課，責任者	総務課 藤本 武士 課長
評価点検部局	経済産業省大臣官房	担当課，責任者	政策評価広報課 三浦 聡 課長

3. 評価の実施に関する事項
評価のために以下の手続等を実施した。 （１）理事長ヒアリング：平成 29 年 7 月 12 日 （２）監事ヒアリング：平成 29 年 6 月 15 日 （３）有識者からの意見聴取：平成 29 年 7 月 12 日

4. その他評価に関する重要事項

(1) 業務実績等報告書記載事項の扱い

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律 66 号）附則第 8 条に基づく経過措置を適用し、項目別評価調書の記載を以下とする。

- 中期目標で重要度、難易度の設定がないため、重要度、難易度の欄は設けない。
- 「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」は、機構で設定した定量的指標及びモニタリング指標の情報を記載する。また、「②主要なインプット情報」の財務情報の評価項目単位での細分表示が困難な場合は欄を省略するか空欄とする。また、主要な経年データとして該当する報告対象がない評価項目は欄自体を省略する。

(2) 独立行政法人評価制度委員会による点検結果を踏まえた対応

- 中期目標、中期計画および年度計画に目標水準が設定されていない項目に関し、2015 年度以降達成水準を可能な範囲で設定して「主要な経年データ」欄の報告指標を再編した。
- 2016 年度計画に測定対象となる定量的指標を設定し、また定量的指標の設定が困難な項目についても定性的に事後の達成度が判断可能な表現とした。

総合評価

1. 全体の評価

評価	A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
				A	B	A

評価に至った理由

法人に対する各項目別評価を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、A 評価とした。特に考慮した内容は以下のとおり。

- 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評価について、評価対象 20 項目のうち、S 評価 3 項目、A 評価 11 項目、B 評価 5 項目、C 評価 1 項目である。
- 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目は、全ての項目で所期の目標を達成し、B 評価 12 項目である。

2. 法人全体に対する評価

(1) 法人全体の評価

機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。

2016 年度は第 3 期中期目標期間（2012～2016 年度）の最終年度であり、また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け各国が必要な取組を開始する初年度でもあった。このような国内外の情勢のなか、機構は初のアフリカ開催となった TICAD VI や G 7 伊勢志摩サミット等で表明された開発協力に関する政府公約の実現や、特にインフラの国際展開戦略、地方創生への取組といった政府の重要政策に貢献するための取組を、国内外のパートナーとの連携強化や積極的な対外発信に努めるなどして着実に実施し、特に防災分野の人材育成において、政府公約を 2 年前倒しでほぼ達成したことや、ブラジルから機構による防災システム構築等の支援に対し、最高位の国家勲章が贈られたこと、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や「インフラシステム輸出戦略」等の政策立案・推進に大きく貢献したこと、日本の団体として初めて、世界的にも著名なラモン・マグサイサイ賞を青年海外協力隊が受賞したこと等は顕著な成果として高く評価される。一方、国際社会における援助潮流の形成・議論に積極的に貢献しつつ、開発途上国の現場においては着実に事業を展開すること、また、事業の実施に必要な基盤となる組織、態勢を適切に整備、運営することに努めた。一方で、7 月には

バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件が発生し、機構業務の従事者が巻き込まれるという緊急の事態に直面し、機構の安全対策を抜本的に見直すこととなった。 こうした機構による各取組は、全体として、各項目の所期の目標において期待された成果を上げたと認められる。特に、大項目「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関し、機構は、TICAD VI 等の国際会議における SDGs 達成に向けた取組に対する積極的なリーダーシップの発揮、「インフラシステム輸出戦略」等に貢献する「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施等により、開発協力に関する政府公約の実現に大きな貢献を行った点は高く評価される。 (主な業務実績について、下記「6. 主な業務実績」参照。)	
(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	
2016 年 7 月に機構事業の従事者が巻き込まれるダッカ襲撃テロ事件が発生した。同事件を受けて設置され、同年 8 月 30 日に公表された「国際協力事業安全対策会議最終報告」(外務省、国際協力機構)を踏まえ、国際協力事業関係者等のための新たな安全対策を実施することとなり、下半期に安全対策の抜本的な強化に取り組みとして、脅威情報の収集・分析・強化、行動規範の共有、ハード・ソフト両面の防護措置や、研修の拡充等に新たに取り組んだ(項目 No. 20 参照。2016 年 12 月に年度計画を変更届出)。	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	各項目別評価に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	1. 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されている。 2. 内部統制システムはおおむね適切に整備され、運用されているが、法人の業務範囲が拡大し、内容も多角化しているため、内部統制システムの整備・運用につき、適切な改善活動を継続的に実施することが望まれる。 3. 役員の職務執行に関する不正行為や法令等に違反する重大な事実は認められなかった。 4. 財務諸表等に係る会計監査人の監査方法及び結果は相当である。 5. 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。 6. 過去の閣議決定において定められた監査事項について、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直し等につき、適切な取組が行われている。 7. その他(主な留意すべき事項) ・第4期中期計画の確実な実施のための取り組み ・「質の高いインフラ・パートナーシップ」推進に際して留意すべき事項 ・ガバナンス及び内部統制の強化 ・多様な人材の育成・活用・管理 ・安全管理体制・業務の更なる強化

その他特記事項	「平成 28 年度末に中期目標期間が終了する外務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見等」（平成 28 年 12 月 8 日独立行政法人評価制度委員会）において、「当該項目について、当該法人に求める役割や達成すべき目標及び当該法人の業務実績を踏まえた評価の実施状況についての説明責任を果たすことができるよう、今後、中期目標期間における業務実績評価を行うに当たり、評定を付すに至った具体的な根拠を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。」とされたことを踏まえ、以下の対応を行った。 i) 2016 年度計画に測定対象となる定量的指標を設定し、また定量的指標の設定が困難な項目についても定性的に事後の達成度が判断可能な表現とした。 ii) 評価に当たっては、第 4 期中期目標で示された「評価の考え方」を第 3 期中期目標・計画の枠組みの中で対応可能な範囲で以下のとおり援用し、判断の根拠と理由等を合理的かつ明確に示して適切かつ厳格な評価を行うよう努めた。 ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、開発協力事業を実施する法人の事業の特性に鑑み、定量的指標のみならず質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況も勘案して評価を行った。 ・質的な成果に対しては、年度計画及び定性指標に示される取組の具体的な実施状況を確認し、所期の目標を達成しているかを評価した。加えて、当初の計画から想定されないアウトカムに相当する成果（例：①日本政府の政策実現に貢献する成果、②機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果、③事業実施上の困難を克服して実施した取組、④危険地での活動等の難易度の高い取組を通じた成果）が発現し、これを裏付ける事象、量的な変化や成果の発現を促進した法人の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果として評価する根拠とした。 なお、第 4 期中期目標においては、「防災分野に係る育成人材数」、「機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口」等の定量的な指標を複数設定し、目標と実績の関係を明らかにした上で評価することとしている。
----------------	--

5. 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別評 定調書 No.
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
貧困削減（MDGs 達成への貢献）	ロ	ロ	A	A	A	No. 1
持続的経済成長	ロ	ロ	A	A	A	No. 2
地球規模課題への対応	ハ	ロ	S	A	S	No. 3
平和の構築	イ	ロ	A	A	A	No. 4
事業マネジメントと構想力の強化	ロ	ロ	B	B	A	No. 5
国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	イ	ロ	A	A	A	No. 6
研究	ロ	ロ	B	B	A	No. 7
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施			A	S	S	No. 8
NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	ロ	イ	A	A	A	No. 9
ボランティア	ロ	ロ	B	A	S	No. 10
市民参加協力	ハ	ハ	A	A	B	No. 11
開発人材の育成（人材の養成及び確保）	ハ	ハ	A	A	B	No. 12
広報	ロ	ロ	A	B	A	No. 13
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	ロ	ロ	A	A	A	No. 14
災害援助等協力	ハ	イ	A	S	A	No. 15
海外移住	ハ	ハ	B	B	B	No. 16
環境社会配慮	ハ	ハ	B	B	B	No. 17
男女共同参画	ハ	ハ	B	A	B	No. 18
事業評価	ハ	ハ	A	A	A	No. 19
安全対策の強化	ハ	ロ	B	C	C	No. 20
外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施	-	-	-	-	-	No. 21
II. 業務運営の効率化に関する事項						
組織運営の機動性向上	ハ	ハ	A	B	B	No. 22
契約の競争性・透明性の拡大	ロ	ロ	B	B	B	No. 23
ガバナンスの強化と透明性向上	ハ	ハ	B	B	B	No. 24
事務の合理化・適正化	ハ	ロ	B	B	B	No. 25
経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	ハ	ハ	B	B	B	No. 26
不要財産の処分等の計画	ハ	ハ	B	B	B	No. 29
重要な財産の譲渡等の計画	-	-	-	-	-	No. 30
III. 財務内容の改善に関する事項						
予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	ハ	ハ	B	B	B	No. 27
短期借入金の限度額	ハ	ハ	B	B	B	No. 28
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-	-	-	-	-	No. 31
IV. その他業務運営に関する重要事項						
施設・設備	-	-	B	B	B	No. 32
人事に関する計画	ハ	ハ	A	B	B	No. 33
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	ハ	ハ	B	B	B	No. 34
中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-	B	No. 35

注：2012、2013 年度はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、2014 年度以降は S、A、B、C、D の 5 段階評価。

6. 主な業務実績

(1) 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」への貢献

2016 年度は持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）達成に向けた取組を各国が開始する初年度となった。機構は開発協力における SDGs 主流化、官民連携、開発途上国に対する SDGs 実施体制支援等をリードすることも期待されており、日本政府の SDGs 実施指針の作成に円卓会議の構成員として参加し、開発協力の知見と経験を踏まえて貢献するとともに、SDGs の達成に向けた開発途上国での動きを加速化させるべく、SDGs の国内目標策定や実施・モニタリング体制の構築支援（インドネシア）、アフリカ 54 か国を対象とするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画策定への支援等を開始した。また、具体的な事業の実施における SDGs 達成に向けた取組を推進するため、SDGs 全体および各ゴール達成に向けたポジション・ペーパーを策定するとともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成支援や質の高いインフラの推進、防災の主流化、栄養等の新たな課題等に対応する案件形成や実施を進めた。

これらの取組の結果、学習産業との連携基盤となる文部科学省の Edu-Port 立上げへの貢献や保健や栄養分野でのゲイツ財団との戦略的パートナーシップの強化といった連携基盤の強化、日本式の医療サービスの国際展開事例となる救急救命センターの全国稼働（カンボジア）、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の研究を通じた長崎大学によるリフトバレー熱の簡易診断キットの製品化（ケニア）、島嶼部での浄水場管理に係る沖縄県の知見を活用した水道システムの完工（サモア）、インドネシアでの史上初の JCM（二国間クレジット制度）クレジットの発行、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携した熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）の開発とデータの公開、ネパールでの 2015 年のゴルカ地震後の復興に向けた再建住宅の補助金支給基準への「より良い復興（Build Back Better）」の採用、仙台防災枠組のグローバル・ターゲットの指標・用語策定に日本が提案した指標が全て盛り込まれて合意に至る等、各地で様々な開発パートナーと連携して具体的な成果を発現させるとともに、国際援助潮流の形成に大きく貢献した。（項目 1、2、3、5、6）

(2) 開発途上地域の質の高い成長の促進及びインフラシステム輸出戦略への貢献

開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に向け、日本政府の「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用に積極的に貢献した。特に、「質の高いインフラ・パートナーシップ」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の実現に向け、ドル建て借款制度の創設等の制度改善や、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）との協調融資を促進した。

具体的な成果として、ASEAN の回廊開発では地域間の連結性向上だけでなく周辺地域の発展や住民の生活の質の向上にも貢献していることが確認されたほか、ミャンマーのティラワ経済特区の更なる開発に向けた合意形成や、ダッカ都市交通やヤンゴン都市交通等のマスタープランの政府承認、ルワンダ・タンザニア国境のワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）施設の開通等による貿易円滑化等の成果を上げた。また、モンゴルやタンザニア等での幅広いステークホルダーとの協力による海外投融資事業等、各国で開発課題の解決に貢献する事業を形成した。（項目 2、8）

(3) アフリカ開発会議（TICAD）への貢献

初のアフリカ開催となる第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）がケニア・ナイロビで開催され、機構からは理事長、理事など計 200 人が参加し、サイドイベントの主催、各国・国際機関等との面談、

国内での広報イベント開催等を通じて積極的に貢献した。具体的には、日本政府のナイロビ宣言の起草や数値目標の検討への貢献に加え、特に、UHC 実現に向けた政策枠組「UHC in Africa」の策定を主導し、TICAD VI サイドイベントの主催を通じて同枠組を国際社会に発信した。また、オールジャパンによる地熱開発の取組・支援を発信したことに加え、アフリカ開発のためのパートナーシップ (NEPAD) と連携し、OSBP 事例集の発信や「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」を踏まえたカイゼンの普及促進を実施した。環境管理分野ではサイドイベントの開催等を通じて「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の立ち上げを主導した。TICAD V 支援策である小農による市場志向型農業 (SHEP) アプローチの広域展開を、マラウイの自主的な取組等を通じて着実に実施し、TICAD VI で新規性の高い普及ツールや心理学的分析を用いて更なる広域化を促進した。(項目 1, 2, 3, 6, 7, 13)

(4) 開発の中核を担う人材の育成に向けた取組

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)、資源の絆プログラム、アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成」プロジェクト (PEACE)、人材育成奨学計画、大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS) 等の日本の大学での留学制度を活用した支援を通じ、開発途上地域の将来の発展を担う人材層の育成を幅広く展開し、日本の大学の国際化や地域活性化にも寄与した。また、開発途上地域との中長期的かつ良好な関係の維持、構築のため、留学制度を活用した支援を制度設計し、シリア平和への架け橋・人材育成プログラムや Innovative Asia 事業等を開始した。加えて、開発途上国の拠点大学への支援に関し、オールジャパン体制による支援の下、ベトナムで日越大学が開学に至ったほか、汎アフリカ大学、エジプト日本科学技術大学など、各国の工学系の拠点大学を中心とした 70 校に対して教育・研究能力強化のための支援を実施している。(項目 2, 4, 6, 9)

(5) 平和で安全な社会の実現

紛争後、あるいは紛争の周辺国の国々の政府の能力向上、社会資本の復興に向けた事業を実施した。初開催された世界人道サミットでは人道と開発の連携を発信し、成果文書に機構の研究等の成果が反映されたほか、G7 伊勢志摩首脳宣言や難民及び移民に関する国連サミットでのニューヨーク宣言にも考え方が反映された。

世界的に大きな課題となっている難民への支援に関しては、特にシリア難民の受入で負担を強いられているヨルダンやイラクで円借款を通じて財政負担の軽減に貢献したほか、シリア難民への教育機会の提供と復興人材の育成を目的に、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) と連携して「平和への架け橋・人材育成プログラム」を開始した。(項目 4, 6, 7)

(6) 多様な開発の担い手との協働、結節点としての役割の強化

NGO、企業、大学、地方自治体等の多様なアクターの参画の促進と連携の深化やアクター間の結び付けに努め、開発効果の向上と日本の地域社会への還元に取り組んでいる。NGO との連携では、NGO - JICA 協議会を通じて SDGs に係る連携策を検討したほか、国内拠点や在外拠点による地域の特性やニーズをいかした支援プログラムを開始した。民間企業との連携では、特に経済産業省による新輸出大国コンソーシアムに本部・国内拠点で積極関与したほか、地域金融機関との連携関係の構築を開始して 24 行と業務連携に係る覚書を締結し、新たな企業等との関係構築につなげた。提案型事業の実施を通じ、ウガンダでの感染症予防への貢献が評価されサラヤ社が第 4 回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の企画部門賞を受賞したほか、他国への展開などにより今後のビジネス展開につながった例が確認されている。自治体との連携では、熊本地震からの復旧と復興を念頭に国際協力推進員を熊本県

庁に配置する等の取組を通じ、地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも貢献した。

ボランティア事業では、50 年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ、アジアのノーベル賞とも呼ばれるラモン・マグサイサイ賞を青年海外協力隊が受賞した。加えて、グローバル協力隊制度の発足等を通じ、日本の地域活性化にも貢献した。

開発教育に関しても質の向上や裾野の拡大に取り組み、特に次期学習指導要領の改訂作業に機構職員が文部科学省の審議会委員として貢献し、歴史総合や地理総合、公共のそれぞれの項目で国際理解・国際協力等が扱われることとなった。(項目 8, 9, 10, 11, 12)

(7) 事業の戦略性の強化

開発効果の向上のため、各事業スキームを有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進した。特に、課題分析を踏まえたプログラム効果拡大に向けた取組（ウガンダ等）や、プログラム全体の評価を通じた協力量針や新規事業の方向性の検討（ガーナ）を通じ、プログラムの戦略性をより高めるべく創意工夫を続けている。また、事業展開の方向性を深化させ予見性を高めるべく、外務省 - 機構間で 116 か国分の事業計画作業用ペーパーを検討し、160 の「強化プログラム」を中心に今後の事業展開の方向性を深化させた。JICA 国別分析ペーパー（JCAP）は累計 52 か国分の策定を完了した。

加えて、国内外の政策に機動的に対応すべく、新たな取組や制度改善も進めた。具体的には、技術協力事業での「新機軸・高品質な研修」の新規立ち上げや留学制度を活用した技術支援に係る制度設計と機構内体制整備、有償資金協力におけるドル建て借款制度及びハイスpek 借款の創設や海外投融资の迅速化や柔軟な運用、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化・グローバル展開の推進に向けた ADB と IDB の協調融資額の拡大、無償資金協力における先方負担事項のモニタリング及び履行促進の強化、企業の安全対策強化に向けた研修や関連費用の追加支出対応の開始などを行った。(項目 5, 8, 14, 20, 22)

(8) 安全対策の強化

7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、機構の安全対策を抜本的に強化するため、外務大臣の下に設置された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえた方策を実施した。具体的には、専管役員の配置や安全管理室の部への格上げ等による態勢の強化、より精度の高い脅威情報の収集と機構との契約関係がない事業関係者を含むより広い事業関係者への情報共有、行動規範の遵守体制の構築、海外拠点のハード面の安全対策の強化や事業サイトでの安全評価調査の実施、ウェブを通じた安全対策研修の全職員・契約関係者の受講義務化や従前より広い範囲の関係者への受講勧奨等を通じた研修・訓練の対象と受講者数の大幅な拡充と強化による関係者の安全意識の醸成、緊急事態シミュレーションを通じた今後の対応態勢の改善やマニュアルの改訂等に取り組んだ。これらに加え、現場での安全対策強化キャンペーンの実施、建設工事事務の分析や海外拠点への支援の強化等を通じ、コントラクター等に対する工事安全対策を推進した。(項目 20, 22)

(9) 適正な組織・業務の運営基盤の確保と強化

日本政府の施策や開発途上地域のニーズに効果的・効率的に対応すべく、質の高いインフラや大学連携等を専管する部署の新設や、海外拠点でのリスク管理や援助ニーズへの的確な対応を強化するための人員配置や事務所、支所の設置体制見直しなど、機動的な組織運営上の対応を取った。また、契約の競争性、適正性の確保に向けた取組、法人内部のガバナンスを強化するための内部統制の推進や経費の効率化など、適正な業務運営を確保するための取組を継続している。業務の高度化に対応した職員の専門性の強化への取組を継続し、かつ働き方改革に向けた「SMART JICA PROJECT」の実施や在

宅勤務制度の運用改善等を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透や長時間労働の是正に取り組みつつ、業務の質と生産性の向上とより一層の効率化を図っている。(項目 22, 23, 24, 25, 26, 33)

以上

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 1	貧困削減（MDGs 達成への貢献）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，日本の教育協力政策，平和と成長のための学びの戦略，持続可能な開発のための教育，国際保健外交戦略，平和と健康のための基本方針，国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針，新水道ビジョン，TICAD V 横浜行動計画，持続可能な開発目標（SDGs）実施指針，国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）教育							
子どもへの質の高い教育環境の提供人数（2011 年から当該年までの累計値，万人）	2,700 (2011-2016)				新規	2,679	2,922
当該年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数（人）			48,234	94,359	57,996	167,524	3,650
当該年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数（校）			13,867	4,297	- (注 2)	8,984	17,600
当該年度に交換公文が締結された事業の学校校舎建設数／教室数			178 1,307	131 859	44 426	136 612	- (注 2)
イ）保健							
第三国との連携による UHC 推進のための保健システム強化支援国数	10 か国					新規	29 か国
当該年度に機構の協力により能力強化した保健医療従事者（延人数）			2,600	1,513	1,398	1,406	1,355
当該年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ，麻疹のワクチン数（万ドース）			約 4,500	約 4,040	約 53,530	約 5,419	約 29,668
機能強化をした保健医療施設案件数（件）			70	78	77	80	66 件
TICAD V 支援目標（2013 年～2017 年までに 500 億円の支援）（億円）					新規	353.6 (暦年)	576.08 (暦年)
ウ）水							
アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数（万人）	50 (2016 年度)			131	190	513	263
当該年度に締結された無償資金協力・円借款により改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数（万人）			1,800	63	170	196	301
水・衛生に係る技術協力で指導・訓練された人数（人）（注 3）			660	2,300	3,800	6,400	12,200
②主要なインプット情報（億円）（注 4）			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度

ア) 基礎教育	技術協力	92	59	108	122	115
	有償資金協力	-	89	-	140	-
	無償資金協力 (注 5)	141	123	83	91	43
イ) 保健	技術協力	115	99	109	111	109
	有償資金協力	102	59	83	767	63
	無償資金協力	146	123	135	106	160
ウ) 水	技術協力	71	76	57	62	63
	有償資金協力	1,259	365	237	702	756
	無償資金協力	120	160	129	181	69

(注 1) 当該年度の終了案件の実績値，または承諾案件の計画値を足しあげているものは，案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

(注 2) 「-」の記載箇所は当該年度に該当する案件がなかったため。

(注 3) 行政官，水道事業体職員，水管理組合員，コミュニティ衛生指導員，ポンプ修理，トイレ建設工事。

(注 4) 技術協力は当該年度の支出実績，有償資金協力，無償資金協力は承諾実績を記入。

(注 5) 分野分類の見直し等の結果，一部の分野については 2016 年度より No.2「高等教育」で計上

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別，分野・課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国・地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(一段落目は中期目標と同内容のため省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。

具体的には，

- 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため，貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)

2016 年は持続可能な開発目標 (SDGs) 実施元年に当たり，各国の SDGs 優先課題にも配慮しつつ，貧困撲滅及び持続可能な開発についての取組を進める。

① 格差は正・貧困層支援については，社会，経済，環境面からのアプローチにより，分野横断的かつ誰も取り残されない包摂的な開発を目指す。

② 教育については，SDGs が重視するインクルーシブかつ公正な質の高い教育の確保に向けて，学びの改善のための総合的なアプローチに取り組む。SDGs への貢献や第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD V) 横浜行動計画 (2013-2017) における数値目標の更なる向上に向け，着実に事業を展開する。

③ 保健については，ミレニアム開発目標 (MDGs) の残された課題である母子保健や感染症対策

を入口とし、SDGsの下で強靱かつ持続可能な保健システムの強化を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を支援する。特に、UHCの推進については、世界銀行等との連携によるUHC in Africaに基づくロードマップ作成への貢献や、第三国との連携による各国保健システム強化のための技術支援を行う。 ④ 水については、安全な水の確保について MDGs の達成が遅れている地域に重点的に協力するとともに、SDGs 達成に向けて水分野の人材育成による知識・技術向上を通じて、全ての人々の水の利用可能性と持続可能な管理を追求する。
主な評価指標 ア) 教育（基礎教育） （定量的指標）子供への質の高い教育環境の提供人数：2011 年から 2016 年までに 2,700 万人 イ) 保健 （定量的指標）第三国との連携による UHC 推進のための保健システム強化支援国数：10 か国 ウ) 水 （定量的指標）アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数：50 万人 エ) 格差是正・貧困層支援 （定量的指標）なし

3-2. 業務実績

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

2016 年は持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）の達成に向けて各国が必要な取組を開始する初年度にあたる。機構はいち早く SDGs への取組方針の作成に着手し、9 月に SDGs ポジション・ペーパーを策定し、機構ホームページ上で公開した。さらに、機構内での勉強会（計 6 回、500 名）等を行い、同ペーパーの内容を機構内外で発信した。また、日本政府の SDGs 推進本部の下で開催された円卓会議に構成員として参画し、SDGs 実施指針の策定（12 月に SDGs 推進本部第二回会合で決定）にも貢献した。

また、MDGs 達成において特に進捗が遅れがあったアフリカ地域に対し、第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）ナイロビ宣言やサイドイベントで SDGs 達成へ貢献する取組（UHC 等）を発信した。

3-2-1. 教育（基礎教育）

SDGs ポジション・ペーパーのゴール 4（教育）編では、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び（Learning Continuity）」を実現すべく、①子どもの学びの改善、②科学・技術・工学・数学における初中等理数科教育強化、③インクルーシブで平和な社会づくりのための教育、を重点とし、学びの改善のため統合的アプローチによる取組を進めている。

(1) 具体的な成果

① SDGs への貢献に向けた学びの改善のための総合的なアプローチによる取組

SDGs ゴール 4 では、MDGs における初等教育の完全普及をさらに発展させ、インクルーシブで公正な質の高い教育の実現を目指している。2016 年度も教員能力強化、学校運営改善、学校建設を通じて子どもへの質の高い教育環境を提供し、累計 2,922 万人の実績となった。

ア) 学びの改善のための総合的なアプローチ

- カリキュラム・教科書開発：**ミャンマーでは、1 学年 10 科目の教科書・指導書開発を終了し、国家カリキュラム委員会による承認がなされた。今後、ミャンマー全土の小学生（1 年生：約 130 万人）に良質な教科書が届けられる予定。パプア・ニューギニア（PNG）では、遠隔教育支援に関するインパクト評価を実施し、学校で遠隔教育教材が 3 年間継続的に活用された場合、生徒の基礎教育学校修了試験（第 8 学年対象）の結果が有意で向上すること、また、教材の年間活用頻度が上が

るほど試験結果も上がる傾向が見られることが確認された。同教材はテレビ放送や教育省による有償配布を通じ、事業対象地域以外にも成果が波及している。さらに、パレスチナでは初の技術協力プロジェクトとなる初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクトを開始した（11月）。

- **学校運営改善**：パラグアイでは、学校運営改善にかかるマニュアルが2016年8月に省令化された。ニジェールでは、これまでの支援を通じた学校運営モデルを基に、住民参加による補習を通じた小学校児童の読み書き及び算数基礎学力向上を目的とした技術協力プロジェクトを開始した。
- **学校建設**：ミャンマーでは、教員養成校が竣工（11月）、開校（12月）し、397名が学び始めた。

イ) インクルーシブで平和な社会づくりを支える教育

- **社会的に脆弱な層に対する支援**：パキスタンでは、バロチスタン州、シンド州におけるノンフォーマル教育支援を通じ、成人及び学齢児童・生徒を対象とした基礎教育カリキュラムが承認された。カリキュラムの活用に向けて、カタール財団との連携を調整中であり、約24万人への不就学児童への裨益が期待される。また、シンド州南部では、女子中学校29校が開校した（10月。裨益者3,800人以上）。ミャンマーでは、財政支援無償を通じて洪水被害を受けた学校の再建を支援し、2017年3月末現在、86校540教室の再建が進行中である（裨益者数約2万人）。
- **女子教育に係る協力の強化**：基礎教育分野の全ての新規技術協力プロジェクトでジェンダーに配慮した事業計画の策定を行ったほか、学校建設に係る無償資金協力において、女子児童・生徒の就学を促進するため、女子トイレを設置する計画を策定した（アフリカ9か国、中南米3か国、東南アジア、東アジア、中東各1か国）。
- **障害者への配慮**：（「3-3-4. 格差是正・貧困層支援」参照）

② TICAD V 支援策（2013-2017）実現に向けた取組、TICAD VIに係る取組

日本政府のTICAD V支援策「2013年～2017年までの5年間に2,000万人の子どもへ質の高い教育を提供する」に対し、2016年までの4年間で約1,700万人の子どもに対して質の高い教育環境の提供を行った（うち2016年に約230万人）。また、2016年のTICAD VIナイロビ宣言及び同実施計画に沿い、暴力的過激主義の根本原因に対処するための5万人の職業訓練を含む960万人の人材育成や、科学技術分野の基礎学力強化のため2万人の理数科教員の養成に取り組んでいる。

- **理数科教育の拡充支援**：マラウイ、ウガンダ、エチオピア、セネガル、ザンビア、ブルキナファソ、モザンビークに加え、ルワンダで新たに教員研修プロジェクトを開始した（2017年1月）。
- **学校運営改善「みんなの学校」プロジェクト拡充**：セネガル、ニジェール、ブルキナファソ、コートジボワールに加え、マダガスカルで新たに「みんなの学校」プロジェクトを開始した。ニジェールでは、学校運営委員会のモニタリング・支援体制の強化の結果、全国の約9割の委員会が年間活動計画を提出し、1委員会あたり年間平均3万円を動員して5種類の活動を実施していることが確認された。また、同事業で開発した資金活用モデルを導入した委員会では、補修授業等により学力が向上していることがJICA研究所の調査で確認された。さらに、GPE資金を活用した世界銀行との連携事業により事業成果のスケールアップが進められている。
- **学校建設を通じた学習環境改善**：（「3-3-4. 格差是正・貧困層支援」参照）

(2) 戦略的な取組

① ジャパンブランドとしてのグローバルな展開（指標5-2参照）

ア) 理数科教育

- ザンビアの授業研究プロジェクトが、ブルッキングス研究所のMillions Learning Project（スケ

ールアップに成功した世界 12 の優良事例) の 1 つとして取り上げられ、同研究所の研究報告書として発刊された。

- イギリスで開催された世界授業研究学会でパネルセッションを企画し、授業研究の様々な実施段階（導入期のルワンダ、成長期のケニア、成熟期のザンビア）における事例を、研究者や他援助機関等に対して発表した（9 月）。
- アフリカ教育開発連合（ADEA : the Association for the Development of Education in Africa）総会において、機構の理数科教育協力の取組及び教訓を発表した（2017 年 3 月）。また、同総会のため、ザンビア、マラウイ、モロッコ、エチオピア及びセネガルのグッド・プラクティスをまとめたペーパーを提出した。

イ) みんなの学校

- 「みんなの学校」を展開しているアフリカ 6 か国を対象とした国別研修では、教育省次官等の中核人材を日本に招へいし、住民参加による初等教育の質向上の取組の学び合いを促進した（11 月）。
- 世界銀行と「みんなの学校」関係者とのシンポジウムを共催するとともに、担当局長を招へいしたコンサルテーション会合を通じて「世界開発報告書 2018」に機構の知見をインプットした（11 月）。
- ADEA 総会において、世界銀行と共同でセミナーを開催し、みんなの学校プロジェクトの取組及び成果を発表した（2017 年 3 月）。

ウ) 特別活動

- エジプト・日本教育パートナーシップの下、日本式教育の基本的構成要素の一つである特別活動（日直当番等の授業以外の活動）を取り入れた機構初の技術協力プロジェクトをエジプトで立ち上げた。特別活動の公立学校への導入に向け、対象校の教師や大学関係者等 300 人を対象としたセミナーを開催した（9 月）。

② 民間企業（学習産業）との連携

- 文部科学省の「Edu-Port（日本型教育の海外展開事業）」に関し、ステアリングコミッティ委員及び幹事会委員として積極的に関与し、官民協働によるオールジャパンによるプラットフォームの立上げに貢献した。同事業のシンポジウム、勉強会で機構の官民連携事業を関係者に紹介するとともに、民間企業、教育機関等の海外展開を後押しするパイロット事業（公認プロジェクト 5 件、応援プロジェクト 9 件）を審査した。

③ 他ドナーとの連携、国際的な発信

- SDGs の達成に向けた G7 サミットにて、「教育サミット 2016 教育による女子・女性のエンパワーメント」を GPE、上智大学と共催し、国際機関や NGO、大学研修者等 130 名以上の参加の下、女子・女性への投資の重要性を議論した。小池百合子元衆議院議員（現東京都知事）、GPE のアリス・オルブライト CEO が基調講演を行ったほか、女子・女性の教育について共催者ステートメントを発表し、本課題への取組の重要性を国内外の関係者に幅広く発信した（5 月）。

3-2-2. 保健

SDGs ポジション・ペーパーのゴール 3（保健）編では、すべての人の命と健康を守ることを目指し、

①母子保健、感染症、人材の能力開発といった MDGs で積み残された課題、②非感染性疾患と精神保健、

有機化学物質や大気・水質・土壌汚染による死者、疾病者の削減、医薬品開発の支援といった新たな課題、③すべての事業に横断的に取り組むべき課題として UHC の達成支援に重点を置いている。

(1) 具体的な成果

① UHC の推進に向けた取組

SDGs のターゲットとして重要なものとして新たに加わった UHC 達成に向け、日本政府の国際保健外交戦略等の実現に対する貢献や、国際社会への主体的な発信、各国での UHC 達成を支援した。

ア) 日本政府の政策への貢献

TICAD VI (以下③参照) や伊勢志摩サミットに向け、機構の経験や知見を踏まえた情報提供等を行い、日本政府の政策立案や対外発信に貢献した。

- 「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」への貢献：「公衆衛生上の緊急事態における迅速な行動を確保する資金メカニズム」の検討に際し、伊勢志摩サミットに向けたオールジャパンの研究班に参加し、機構の知見からのインプットや国際的な発信を行った。
 - UHC 達成に向けた強靱な保健システム強化に関する論文を LANCET 誌に投稿し、その重要性を発信した。
 - パンデミック緊急ファシリティ (PEF : Pandemic Emergency Financing Facility) のメカニズムの検討については、デザイン上で留意すべき点 (WHO 等による初期活動との効果的連携や他の協力資金を合わせたシームレスな対応の必要性、脆弱国への配慮、平時の保健システム強化へのインセンティブ等) を提言した。
 - 世界保健安全保障アジェンダにおける日本政府の優先国選定への協力や、国際保健規則 (IHR : International Health Regulations) への協力 (ガーナでの合同評価への参加等)、WHO の戦略パートナーシップポータルの立ち上げを支援し、これらに関連する国際会議で発信した。

イ) 国際社会への主体的な発信

国際外交保健戦略も踏まえ、アジア太平洋行動連合 (AAAH : Asia-Pacific Action Alliance on Human Resources for Health)、マヒドン王子記念賞会合 (PMAC : Prince Mahidol Award Conference)、TICAD でのサイドイベント等、計 51 件の国際会議・学会に参加し、機構の知見や取組を発信した ((2) ②も参照)。

- AAAH 第 9 回総会 (10 月、スリランカ) : 加盟国及び援助機関を含む 24 か国からの参加 (約 140 名) の下、本総会のテーマとなった保健人材のグローバル戦略に関するセッションでの登壇等を通じ、機構の UHC に係る取組や知見を発信した。
- PMAC2017 (2017 年 1 月～2 月、タイ) : (「3-2-4. 格差是正・貧困層支援」参照)
- 第 69 回世界保健総会 (5 月、スイス) : 各委員会や議題で議事進行を支援したほか、ミャンマーにおける UHC 達成に向けたラウンドテーブルでの発信や、Regional Integration and Health のサイドイベントではアフリカ地域における UHC に向けた取組を紹介した。また、WHO 幹部とのバイ面談で機構の実施戦略・取組を紹介し、連携可能性の検討や情報交換を行った。
- 世界銀行関連会合 : 4 月の春季会合ではグローバルヘルス・リーダー会議、UHC ファイナンス・フォーラム、精神保健会議に参加・登壇し、各国でのパートナーシップや現場への裨益の重要性、持続的な国内資源の動員につながる保健システム強化への調和的投資の必要性等を指摘した。世銀が事務局を務める Global Financing Facility in support of Every Woman, Every Child (GFF) では、パラレルな支援を提供するドナーとして 2 度のインベスターズグループ会合に参加し、機構

の貢献を発信した。

- **IHP+ for UHC 2030 設立準備への参画**：保健分野のグローバルな援助協調メカニズムである国際保健パートナーシップ・プラス（International Health Partnership Plus：IHP+）を、2030 年までに UHC の達成を目指す「International Health Partnership for UHC2030」として拡大・強化する準備会合に2度参加し、今後の方向性や戦略をインプットした。

ウ) 各国での UHC 達成支援の推進

第三国との連携等も促進しつつ、強靱かつ持続可能な保健システムの強化や、MDGs からの継続課題である母子保健や感染症対策を入口とした保健システム強化、また、非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上等に係る取組を推進した。（詳細は以下②参照）

② 各国での UHC 支援の推進

ア) 強靱かつ持続可能な保健システムの強化

- **第三国との連携による保健システム強化**：UHC 推進のため、日本の知見をインプットしたほか、これまでの機構による支援を通じて培った開発途上地域での知見を他国に活用し、29 か国を対象に第三国と連携した活動を行うことでグローバルな学び合いに貢献した。
 - タイ国と連携した課題別研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」（アジア、アフリカの11 か国）：タイの講師を活用し、保健省の行政官等16名を対象に保健医療政策改善に向けた研修を実施した。
 - エジプト第三国研修「保健経済」（アフリカ8 か国）：エジプト・スエズ運河大学の講師陣等の知見を活用し、保健財政・保健経済の知識を提供するため、財源確保、プーリング、費用対効果分析、計画策定・モニタリング等の研修を実施した。
 - スリランカ第三国研修「5S-CQI-TQM¹」（アジア、中東・欧州、大洋州、アフリカの11 か国）：日本の協力によって5S-CQI-TQMを通じた病院管理手法の技術移転を受けたスリランカの人材や病院を活用し、他の開発途上地域の病院の効率性・質向上を目的とした研修を病院・保健省関係者を対象に実施した。
 - タンザニア「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」（アフリカ7 か国）：日本の技術協力を通じて育成・強化されたタンザニアの現地指導者や病院を活用し、病院・保健省関係者を対象に、カイゼン手法に係る指導者能力強化研修を実施した。
 - バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクト」：バングラデシュ側の関係者に対し、スリランカ及びタンザニアにて、5S-CQI-TQMに関する能力強化を実施した。
 - ケニア・アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2：ケニアでのアフリカ保健アジェンダ国際会議のサイドイベントとして、フェーズ1の保健システム研修受講者である6 か国7名を含む44名が参加してUHC 達成に向けた成果と課題を議論した（2017年3月）。
- **プライマリーヘルスケア（PHC）を基盤とする保健システム強化**：中南米7 か国の保健省関係者、汎米保健機構（PAHO）代表部やキューバを含む各国事務所の代表者、米州開発銀行等、約200名を招へいして「中南米保健国際フォーラム」を開催した。中南米地域の優先戦略であるPHCに基づく保健システム強化に基づき、疾病予防に重点を置いた健康教育等の住民主体の活動やコミュニティでの実践等の各国における能動的な取組や成果を共有し、非感染性疾患や国際的に脅威となる感染

¹ Continuous Quality Improvement/ Total Quality Management

症対策への対応を議論した（11月）。

- **国レベルでの資金協力も活用した包括的な UHC 支援**：セネガルでは、中央保健省への専門家派遣、包括的継続ケアを中心としたモデルの全国展開を行う技術協力プロジェクト、保健省の成果重視マネジメントの能力を強化する技術協力プロジェクトを実施するとともに、TICAD VI で表明した UHC 達成を目的とする政策借款及び政策制度に携わる人材の本邦研修を実施し、UHC 達成に向けた取組を包括的に支援した。

イ) 母子保健を入口とした保健システム強化の支援

- **母子手帳の普及促進や認知向上に向けた取組**：第 10 回母子手帳国際会議を東京で開催し、38 の国と地域から約 400 名の参加の下、各国間のグッド・プラクティスの共有に貢献した（11月）。機構理事長は、WHO とともに母子手帳の国際ガイドラインの策定を発表し、母子手帳の難民支援での有用性についても発信した。また、成果文書である「東京宣言」では、母子手帳が人間の安全保障を体現するものであり、普及促進のためには制度面・財政面でのパートナー連携と国際機関等のコミットメントが求められることを確認した。（No. 5-2 参照）
- **母子手帳を活用した支援の展開**：インドネシアでは、長年の母子手帳を活用した協力の成果を活用し、9 か国を対象とした第三国研修を実施したほか、アフガニスタン、タジキスタン、ガーナ等、母子手帳の導入を検討している国への個別支援を実施した。
- **母子保健サービスの利用と質の向上**：バングラデシュ「母性保護強化プロジェクトフェーズ II」では、円借款や青年海外協力隊との連携や、病院管理の向上（5S-TQM）に係るスリランカとの連携を通じ、コミュニティサポートグループ（CSG）を通じた医療サービスの質改善の検証を行った。結果、CSG の形成が政府の省令として発出され、バングラデシュ国内で 39,240 の CSG が設立されるに至った（同国の目標 40,149 に対して 99.4%の達成（2015 年 6 月））。また、5S-カイゼン-TQM の活動を導入した病院は 129 病院（2016 年 6 月末時点）となり、全国の入院患者を受け入れる公立病院の 20%に及んでいる。さらに、CSG を通じた介入に係るインパクト評価の結果、事業の対象地域では、コントロール地域と比較して、産前健診や施設分娩の数が増加し、統計的にも有意性があることを確認した。
- **医療従事者の能力強化策の面的展開**：タジキスタン「ハトロン州母子保健システム向上プロジェクト」では、母子保健に関する指標が依然として低い 4 県において、医療従事者に対する産科及び新生児ケアの質向上や院内感染対策のためのトレーニングを実施した。作成したマニュアルが州保健局の認可を受けたことに加え、特に、事業で導入した死亡症例検討会やニアミスクエスの症例検討ミーティングの取組が高く評価され、同国政府による実施規程の発令に至った。
- **中核病院の整備を通じた支援**：ネパールでは、地震災害で確認された課題を踏まえ、現地医療従事者の育成を行う唯一の公立病院であるトリブバン大学教育病院に対し、保健医療サービスの改善や医療従事者に対する臨床教育機能の強化を目的とした無償資金協力事業を形成した（12月 E/N 署名）。

ウ) 感染症を入口とした保健システム強化

- **ポリオ撲滅支援（パキスタン）**：ポリオの常在国三か国のうちの一か国であるパキスタンでは、ポリオの早期撲滅に向けたワクチン調達等を目的とする円借款に係る借款契約（L/A：Loan Agreement）を調印した（5月）。接種カバレッジ 80%以上を達成してきた前フェーズに続き、ゲイツ財団が円借款の債務全額をパキスタン政府に代わって弁済するローン・コンバージョン・スキ

ームを採用した。また、技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」を通じ、ポリオ撲滅後も引き続き見据えて他のワクチンで予防が可能な感染症を防ぐべく、ワクチン供給体制やサーベイランスの強化、行政担当者やコミュニティヘルスワーカーの研修、住民が子どもに予防接種を受けさせるための住民に対する啓発活動をハイバル・パフトゥンハー州で支援している。

- **小児感染症予防計画（アフガニスタン）**：国際連合児童基金（UNICEF）との連携により政府が計画する全国の定期予防接種プログラムやポリオワクチン接種キャンペーンに必要なワクチンの調達を実施し、乳児（1歳未満児 120 万人）や妊娠適齢期の女性（250 万人）へのタイムリーな接種が可能となった。
- **結核対策支援**：アフガニスタン「結核対策プロジェクトフェーズ III」では、結核対策プログラム推進のため、日本企業が開発した簡易で迅速な遺伝子検査キット「TB-LAMP」（栄研化学）、多剤耐性結核の治療薬「デラマニド」（大塚製薬）を活用し、多剤耐性結核の診断・治療技術の向上を目指すとともに、結核感染のリスクの高い妊産婦への抗結核薬の予防的な投与を行うパイロットテストを支援するなど、女性の結核患者を減らす取組を開始した。また、WHO とも連携した無償資金協力を通じて、抗結核薬と検査キットなどを調達した（2017 年 3 月 G/A 締結）。
- **地域的な感染症対策能力強化**：ガーナでは、40 年の技術協力を通じて地域の中核研究機関の役割を果たすようになった野口記念医学研究所の先端感染症研究センターに対し、ガーナ及び西アフリカ全体の感染症対策能力強化のための無償資金協力事業を形成した（5 月 G/A 締結）。研究能力強化に留まらず、国際保健規則（IHR）コアキャパシティのラボ及びサーベイランス強化や、周辺国におけるラボシステム強化の支援も積極的に実施していく。

エ）非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上

- **がん診療サービスの向上支援**：2007 年以降の死因の 1 位をがんが占め、罹患率も高いキューバに対し、主要病院の画像診断機材や内視鏡等の調達を行う無償資金協力事業を形成した（9 月 G/A 締結）。また、同国の行政担当者と医療従事者が共に日本の医療現場を視察する機会を提供した。
- **生活習慣病対策**：生活習慣病が急激に増加しているソロモンでは、住民が自らの健康について主体的に取り組む活動モデルの開発を目的とした技術協力事業を開始した（6 月）。

オ）高齢者支援

- **介護サービスモデルの開発・実施支援（タイ）**：急速に高齢化が進むなか、介護を必要とする高齢者やその家族を支える社会サービス整備のため、日本の知見を取り入れつつ、タイの実情にあった介護サービスモデルの開発・実施を支援している。同モデルの効果測定やコスト分析を行い、タイ側関係省庁との議論を重ね、介護サービスを持続的な仕組みとするための政策提言を行った。

③ TICAD 支援策実現に向けた取組

ア）TICADV 公約達成への貢献

2013 年から 2016 年暦年分の実績として、保健分野に対する 576 億円の支援を実施した（2015 年時点で 353.6 億円）。また、約 9.5 万人の保健人材育成に貢献した（2013 年度 2.2 万人、2014 年度 2.6 万人、2015 年度約 1.9 万人、2016 年度約 2.8 万人）。

イ）TICAD VI への貢献

TICAD VI のナイロビ宣言では、「生活の質の向上のための強靱な保健システム推進」が優先分野のひとつに掲げられた。会議の準備段階より、日本政府のナイロビ宣言の起草に対する UHC や保健システム

強化、感染症対策等の事例を基にしたインプットや、数値目標（感染症人材 2 万人の育成、基礎的サービス裨益者 200 万人）の検討プロセスに貢献した。また、サイドイベントの開催等を通じて「アフリカにおける UHC 実現に向けた政策枠組（UHC in Africa: Framework for Action）」の立ち上げを主導した。

- **UHC 実現に向けた政策枠組作成への貢献：**ケニア政府、世界銀行、WHO、グローバルファンド等とサイドイベント「UHC in Africa」を共催し、「アフリカにおける UHC 実現に向けた政策枠組（UHC in Africa: Framework for Action）」を発表した。ケニア、ガーナ、セネガル、コンゴ民主共和国等の事例の提供や、行動計画部分の文案提供等を通じて、同枠組策定に深く関与した。
- **UHC 達成に向けた国際皆保険制度国際シンポジウムの開催（11 月）：**ルワンダ、セネガル、ガーナ、ブルキナファソ等のアフリカ各国の保健省関係者や、世界銀行、フランス開発庁（Agence Française de Développement : AFD）などの開発パートナーに加え、民間の健康保険会社や製薬会社など、10 か国から約 110 名が参加した。機構より日本の国民皆保険達成の経験を共有し、その中で他国でも課題となるインフォーマルセクターの保険加入について発信し、インフォーマルセクターが占める割合の高いアフリカ諸国での UHC 達成に向けた戦略計画の作成に向けたインプットを行った。

(2) 戦略的な取組

① ワンヘルスアプローチ²強化

ヒトが十分な免疫を有していないため大流行の可能性のある新興感染症（75%が動物由来）や薬剤耐性対策に関し、保健医療（人）及び畜産業（動物）双方を連携させた支援を実施している。

- **SATREPS を通じた支援：**厚生労働省が推進するワンヘルスのコンセプトに基づき、人獣共通感染症を含む各種感染症に対して、発生時のアラートシステム構築、未知の病原体探索やリスク評価、診断法の開発や薬剤耐性に関する研究、研究人材の育成などを目的とした SATREPS11 件を継続実施している。特に、ケニアでは、ケニア中央医学研究所と長崎大学熱帯医学研究所の共同研究で開発されたリフトバレー熱の簡易診断キットが製品化に至り、事業の成果が社会実装された。
- **国際会議への貢献：**アジアでの初開催となるワンヘルスに関する北九州での国際会議を後援（日本医師会、日本獣医師会、世界医師会、世界獣医師会主催）し、ベトナム、インドネシア、ケニア、ザンビアでの活動・成果を発信した。

② 国際機関等との連携

- **ビル&メリンダ・ゲイツ財団（ゲイツ財団）との戦略的パートナーシップ強化：**国際保健・栄養分野での連携を強化するための業務協力覚書（MOC : Memorandum of Cooperation）をゲイツ財団と署名した（5 月）。ポリオ撲滅以外の協力分野を追加し、マラリア等の感染症対策や保健システムの強化、栄養分野での取組強化なども見据えた MOC とした。
- **母子保健分野における GFF との連携：**セネガルの国家 UHC 戦略の推進を目的とした円借款事業を形成した（11 月 L/A 調印）。GFF との平行ファイナンスにより、国家保健財政戦略や国家母子保健戦略の策定を技術協力も活用して促進していく。

③ 民間のリソースを活用した支援

- **医療の国際展開支援への貢献（病院まると支援）：**生活習慣病や交通事故の増加に対応する「高

²人、動物、環境の衛生の関係者が連携して、これら 3 者の健康の維持・推進に取り組むこと。G7 議長国としての取組強化のため、「国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議」の枠組下で、「薬剤耐性対策アクションプラン」（2016 年 4 月）が掲げられた。機構は技術協力等による感染症予防・管理対策、抗微生物薬の適正使用を含めた抗微生物薬のアクセス確保、検査室機能強化を通じて貢献することになっている。

度医療」のニーズが高まりつつあるカンボジアでは、「救急救命医療整備事業」によって設立されたサンライズジャパンホスピタル・プノンペンの救命救急センターが全面稼働した（10 月）。現地の医療水準の向上を目指した日本式の医療サービスの提供により、病院の施設や最新機材を活用した医療の提供に加え、運営や人材面での支援等、日本政府が主導する医療の国際展開支援にも貢献している。

- **民間製品の輸出拡大：**サラヤ株式会社によるウガンダでのアルコール手指消毒の普及促進の事業は、青年海外協力隊（JOCV）とも連携した活動を展開しており、保健衛生向上のための効果的な取組として、同社は日経ソーシャルイニシアチブ大賞企画部門を受賞した。また、ナイジェリアやケニア等への輸出実現につながった。（No. 8-3 参照）
- 第 6 回民間技術普及促進事業にて採択された 12 件中 6 件が保健医療分野案件となった。ナミビアの臨床検査の品質管理システムやガーナにおける輸血を通じた感染対策といったアフリカ案件も 2 件含まれている。（No. 8-3 参照）

3-2-3. 水

SDGs ポジション・ペーパーのゴール 6（水・衛生）編では、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保」に向けて、機構の強みをいかし、キャパシティ・デベロップメントとインフラ整備の双方への協力、長期的な視点を踏まえた協力、国内の幅広いネットワークと日本が培ってきた知見、経験、技術を活用した協力を推進することとしている。

(1) 具体的な成果

① 安全な水・衛生へのアクセス改善

ア) 安全な水供給施設の整備

無償資金協力 9 案件の G/A 締結、有償資金協力 3 案件の L/A 調印を通じ、給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数が 301 万人増加した（2015 年度 196 万人）。また、無償資金協力や有償資金協力の完工等、都市／地方部双方にて安全な水へのアクセス改善を着実に進めた。

- **地方部における安全な水へのアクセス改善（カンボジア）：**「コンポンチャム及びバタンバン上水道拡張計画」の完工（6 月）により、バタンバン市、コンポンチャム市の浄水場（各 11,500m³/日、22,000m³/日）等の水道施設の整備を行い、給水量を拡大した。支援にあたっては、貧困世帯用の給水管、水道メーター等の給水装置を支援内容に含める等、全ての人々に水を届けるべく配慮した。また、政府高官や住民に対する給水量の拡大に伴う維持管理費用等の重要性の説明等の結果、先方実施機関が水道料金を改定し（5 月）、給水区域も明確化した。その結果、公営水道局の経営状況は安定化しつつあり、独立採算で事業運営を行う公社化の有力候補となっている。
- **日本の知見を活用した島嶼国の水道システム支援（サモア）：**首都アピアの浄水場、送水ポンプ場、配水池等の水道システムを新設・改修する「都市水道改善計画」が完工した（10 月）。沖縄県の 7 水道事業体の協力を得て実施中の「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」と連携し、島嶼部の浄水場の運転等の日本の知見をいかして給水事業の改善を図った。

イ) TICAD への貢献

- **TICAD V 目標値達成への貢献：**「2013 年から 2017 年の間に 1,000 万人に対する、アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善」に関し、ウガンダ、エチオピアにおける無償資金協力、セネガル、チュニジア等における有償資金協力の案件形成により、2016 年度末時点で 1,097

万人となっており、目標達成に向けて着実に進捗している。

- **村落部における安全な水と衛生へのアクセス向上（ブルキナファソ）**：「第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」が完工し（7月）、中央プラトー及び南部中央州の村落部で人力ポンプ付深井戸給水施設 274 基が建設され、安全な水へのアクセスの向上（約 9 万人）に貢献した。また、同事業の開発効果の拡大と持続性確保のため、地方給水施設の維持管理能力強化や衛生活動に係る過去の技術協力プロジェクトの成果を活用し、後継の技術協力事業や JOCV（水の防衛隊）の派遣を通じて他の州にも展開している。
- **野外排泄の撲滅支援（モザンビーク）**：「ニアッサ州持続的村落・給水衛生プロジェクト」では、施設設計から施工、住民への衛生啓発のみならず施工業者や現地コンサルタント等民間人材の育成までを技術協力で一貫して支援した。同州の 4 郡を対象として給水施設 115 箇所（新設 50 箇所、改修：65 箇所）、手洗い付小学校用衛生施設 20 箇所を建設した結果、安全な水へアクセスできる人数が 34,500 人増加し、72 村落で野外排泄の撲滅を達成した。全国を対象としたセミナーで事業成果を共有し、今後の地方給水・衛生に係る国家プログラム（PRONASAR）の改善と実施にも貢献するとともに、同事業の開発アプローチや設計仕様等の導入が他ドナーにより検討されている。
- **海水淡水化施設による安全な水アクセスの向上（セネガル）**：都市部の人口増加と水供給能力の限界から今後の発展が危惧される首都ダカールにて、海水淡水化施設（50,000 m³/日）と市内の配水管網の改善により給水能力を強化し、約 40 万人の安全な水へのアクセスと生活環境の向上を目的とした円借款事業「マメル海水淡水化事業」（11 月 L/A 調印）を形成した。

② 水分野の人材育成による知識・技術の向上

ア）技術協力による人材育成の促進

2016 年度は 69 か国に対し 59 件の技術協力案件を実施し、全世界で 12,200 名の水分野の人材を育成した（2015 年度は 82 か国、57 件、6,400 名）。

- **300 を超える水道事業体に対する包括的な能力強化支援（インドネシア）**：「インドネシア国水道公社人材育成強化プロジェクト」にて、国が 300 以上の水道事業体を対象に行う研修プログラムの立案、改善を支援した。「水道政策アドバイザー」長期専門家、3 自治体（浜松市、豊橋市、宇部市）による草の根技術協力に加え、日本水道協会の支援の下、インドネシア水道協会の能力強化研修を実施し（2017 年 2 月）、本邦関係者の全面的な支援のもとで包括的な人材育成を展開している。

イ）水の利用可能性と持続可能な管理の確保

全ての人々の水の利用可能性と持続可能な管理に向けて、本邦における大学、研究機関等の学識経験者、中央省庁、自治体の行政官の知見を活用し、気候変動の影響も考慮して水資源管理を強化した。

- **地下水管理に係る支援（キューバ）**：「地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト」では、観測井 3 か所の新設や既存井 7 か所への観測機器を設置し、地下水位の自己観測と水質観測がカウンターパートにより継続実施されている。また、地下水モデルを構築し、地下水位と水質の将来予測を行い、キューバ初となる地下水管理計画案の作成に至った。同案は水資源庁による承認手続きを経て、国家の政策基準として採用される見込みである。
- **参加型合意形成を通じた統合水資源管理の推進**：SDGs ターゲット 6.5 では統合水資源管理の実施が求められており、ターゲット 6b では水と衛生の管理に対する地域住民の参加支援・強化が求められている。これらを踏まえ、スーダン、ボリビアにて「参加型合意形成」という新たな切り口

の統合水資源管理のためのプロジェクトを開始した。ボリビア「コチャバンバ県統合水資源管理プロジェクト」では、行政と住民との間の葛藤を緩和するための政府事業の調整や戦略策定に向け、科学的かつ社会的な情報・技術を活用し、統合水資源管理の実践と現在の状況改善を図っている。

- **気候変動適応戦略の立案支援（タイ）**：SATREPS「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」を先行案件で築いたタイ・日本の共同研究プラットフォームを基に立ち上げ、淡水資源、土砂災害、森林、沿岸計画、農村開発、都市計画の6分野について、タイ側22機関の参加を得た19の研究グループによる共同研究を開始した。研究成果はタイにおける気候変動に対する行動計画等政策への反映が期待されている。
- **日本とタイの知見を活用した地盤沈下対策支援（インドネシア）**：「地下水及び表流水の統合的管理能力強化を通じたジャカルタ地盤沈下対策支援プロジェクト」の詳細計画策定調査を実施し、日本とタイの経験を用いて東南アジアの沿岸都市における共通課題である地盤沈下対策に対する協力を計画した。省庁、自治体、研究機関といった日本のリソースを包括的に動員できる体制を構築した協力としていく予定。
- **「アジアにおける都市の水管理：その課題と可能性」シンポジウム**：東京大学、日本水道新聞社、シンガポール国立大学リークアンユー公共政策大学院との共催により、約180名の参加を得てシンポジウムを開催した。人口増や生活水準の向上に伴う水需要量の増加、気候変動の影響などの課題に対する都市の水管理のあり方について、シンガポールや東京の事例も踏まえた議論がなされた。

ウ) TICAD への貢献

- **TICAD V の目標達成への貢献**：課題別研修や技術協力プロジェクトを通じた現地研修及び第三国研修を実施し、588名の都市給水関連人材の育成を行った。
- **スーダンにおける人材育成**：「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」では、10名が参加して気候や文化が類似したモロッコの水公社による第三国研修を実施（11月）し、主に都市給水の運営管理手法についてモロッコでの経験や知見を共有した。

(2) 戦略的な取組

① SDGs への取組強化

- **SDGs ゴール6「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」**に関するポジション・ペーパーを取りまとめ、水のアクセス改善、水質汚染への対応、水の効率的利用、統合水資源管理の強化等、日本が支援を行うにあたり優位性のある分野を特定した。国際会議の場を通じ、積極的な情報発信を継続する。

② 自治体との関係深化

2005年以降だけでも32に及ぶ自治体水道局との関係を良好に維持発展させている。自治体の知見を活用した事業の形成実施や、自治体への相談や自治体内の勉強会での講義等、各種の機会に関係強化を図っている。

- **自治体の海外展開支援**：神戸市のルワンダ協力への参画、東京水道サービスのケニア案件の受注、横浜ウォーターのルワンダ案件受注等、アフリカ地域で新たに自治体の知見を活用した事業を形成した。また、機構事業を通じ、福岡市とミャンマーのヤンゴン市が姉妹都市協定を締結（12月）する等、日本と開発途上国の自治体間の包括的な協力関係の強化にも貢献している。

- **日本の経験の有効活用の推進**：プロジェクト研究「日本の水道事業の経験」等を取りまとめ、北九州市及び福岡市と共催した第4回自治体向け勉強会（2017年1月）にて披露した。自治体向け勉強会では、35団体から96名の参加を得て、日本の経験を開発協力で有効活用すべく議論した。

③ ジェンダー平等の推進

- ルワンダ、ウガンダ、モザンビーク等におけるアフリカ地域の事業形成に当たっては、ジェンダーの状況確認を含む社会調査を実施し、プロジェクトの計画又は衛生施設等のデザインにジェンダー配慮の視点を盛り込んだ。また、マラウイでは、実施済のプロジェクトのジェンダー配慮にかかる研究「村落給水における社会的インパクト調査」を実施した。

④ 青年海外協力隊（水の防衛隊）への支援・連携

- モザンビークにて、7か国、22名の水の防衛隊を対象に技術協力プロジェクトの成果や活動を紹介し、各隊員が現地で実践できる給水施設や衛生分野の活動や知識を共有した（8月）。

3-2-4. 格差是正・貧困層支援

SDGs ポジション・ペーパーの総括編では、ゴール1（貧困撲滅）やゴール10（格差是正）等は、2030アジェンダの理念である「誰一人取り残さない-No one will be left behind」を具現化するものとして、教育、保健、水をはじめとする様々な課題分野における取組を単独又は複合的に行うことで、これらゴール達成に総合的かつ長期的な取組を通じて貢献していくこととしている。特に、地理的、経済的、社会的に不利な状況に置かれることで拡大する格差に配慮した開発を促進するため、コミュニティのニーズを踏まえた包摂的な開発の計画・実施に向け、基礎的なインフラの整備や地方行政やコミュニティの能力強化を支援した。また、SDGs 達成に向けた新たな課題として、障害者や高齢者支援の推進や、TICAD VI 等でも重要な課題とされた栄養分野での取組を強化した。

(1) 具体的な成果

① 格差是正に配慮した基礎的インフラの整備

- **障害者に配慮した学校建設**：モンゴル、スワジランドでは、障害児に配慮した学校建設のための無償資金協力をに係る協力準備調査を実施した。モンゴルでは障害児のための教育改善から障害者の社会促進までを目指して実施している2件の技術協力プロジェクトと調査段階から情報収集・意見交換を行い、スキーム間の連携を促進している。

② 行政能力強化とコミュニティの参加・能力強化

- **社会保障制度の強化（インドネシア）**：2014年1月より導入された新たな社会保険制度に対応する社会保障関連行政官の能力強化と制度適用のための課題抽出・対応策分析を国別研修で支援した。保険料の適用と徴収に関する日本の社会保険労務士制度を紹介した結果、インドネシア政府の負担により、社会保険労務士型の徴収モデル構築に係るパイロット・プロジェクトが開始された（10月）。機構も有識者の派遣や関連分野の個別専門家を活用し、インドネシアの現状に即した仕組みとなるよう助言している。
- **地方開発計画策定・事業実施能力強化（ホンジュラス、タンザニア）**：ホンジュラスでは、地方分権化に伴い委譲される権限や資金を地域開発に適切に活用するため、コミュニティ開発計画の計画や実施手法の開発・導入を支援した。その結果、15の市連合会による支援のもと90の自治体でコミュニティ開発計画を踏まえた市中期開発計画が策定され、関連機関同士の連携による保健

や食糧安全保障等のセクタープログラムの事業実施モデル (FOCAL プロセス) が構築された。FOCAL プロセスの全国展開を図った結果、同プロセスに基づき策定された 76 の市開発計画が既に大統領府に認証されている。タンザニアでは、技術協力プロジェクトで構築したコミュニティ住民自身による開発活動を支援する行政サービスを実現するための地方開発交付金制度改革が正式承認された。

- **地域の開発課題に向けた複層的な実施体制の強化 (パラグアイ) :**「イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト」を通じて、セクター間、国家・地方行政レベル間、官民の間で連携して地域の開発課題を解決する「テリトリアル・アプローチ」の実施体制を強化した。実施機関の農牧省にテリトリアル・アプローチ課が新設され、イタプア県、カアサパ県の両県に県レベルや市連合の開発委員会や開発公社が設立され事業を開始するとともに、各県庁に専属職員が配置される等、パラグアイ側による取組体制が強化されている。
- **紛争影響国における公平性、透明性、包摂性や住民参加への配慮 (シエラレオネ, ウガンダ) :**
(No. 4-1 「平和の構築」 参照)
- **コミュニティ防災の推進 (フィリピン) :** (No. 11-1 参照)

(2) 戦略的な取組

① 障害者支援の推進

- **PMAC2017 (2017 年 1 月～2 月, タイ) での発信 :** マヒドン王子記念財団等と共催し、機構は 2 つの平行セッションを企画した。脆弱層の社会的包摂を進めるための障害者権利条約等の国際法的枠組の有効性や、社会的に疎外される当事者 (障害者, 女性, 高齢者等) が変革の主体となる重要性を、約 150 人の保健行政関係者や保健セクターで支援を行う開発パートナー参加者に対して発信した。特に、多様な障害当事者のセッションへの登壇は、PMAC としても初の試みとなった。
- **ヨルダン :**「キャリアガイダンス・雇用システム能力向上プロジェクト」を通じ、雇用事務所の環境整備、マニュアルやガイドラインの作成、労働省や雇用事務所職員に対する研修を実施し、16 か所の雇用事務所の就労サービスを強化した。事業終了後も全ての雇用事務所でマニュアルが活用されている。雇用事務所から学校、コミュニティの公共施設、SNS、メディア等を通して活発に情報発信を行っており、求職者や求人者からの認知が向上した。
- **タイ・第三国研修 :** タイでは、2014 年度より障害者支援に関するコミュニティベースのインクルーシブ開発に係る知識共創フォーラム (第三国研修) を実施してきた。2016 年度は知的障害者分野に係る研修を 3 か国 (カンボジア, ミャンマー, ベトナム, タイ) を対象に実施した。過年度に実施した帰国研修員による活動成果も確認されている。
 - **難聴分野 (2014 年度) :** タイでは帰国研修員による難聴・聴覚障害者の外来患者に対する対応マニュアル作成 (病院参加型) 活動で民間財団 (損保ジャパン財団) の海外助成金を得た。フィリピンでは、帰国研修員により既存の聴覚障害者団体と連携関係を保ちつつ、同国初の難聴者協会が立ち上げられた。
 - **自閉症分野 (2015 年度) :** 研修終了後のモニタリングで、ベトナムの帰国研修員が、知的障害者に対するリクリエーション活動やイベントを実践したことが確認された。
- **職員向け啓発セミナー :** 障害者差別解消法の施行 (4 月) を踏まえ、機構職員が障害者に配慮し

た案件を適切かつ積極的に形成できるよう、外部有識者も活用した啓発セミナーを開催した（7月）。

② 高齢者支援の推進

- ・ 介護サービスモデルの開発・実施支援（タイ）：(3-3-2. 保健（1）②オ）参照）
- ・ タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」：(No. 2-1「地域・都市開発」参照）

③ 栄養分野の協力強化

2015年のMDGsからSDGsへの移行に伴い、抜本的な栄養改善に向けて保健や農業、教育、水等の複数関連省庁やアクターの関与によるマルチセクターでの協力が求められている。こうした状況を受けて日本はこれまで以上に栄養改善協力の拡充に取り組んでいる。具体的な事例は以下のとおり。

- ・ **国際機関等と連携したアフリカ地域における栄養改善イニシアティブの立ち上げ**：TICAD VIの際に、アフリカ開発のための新しいパートナーシップ（NEPAD）と共に「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」を立ち上げた。また、アフリカ開発銀行（AfDB）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際農林水産業研究センター、NEPAD、UNICEF、世界銀行、国際連合世界食糧計画（WFP）、WHOとともにIFNA運営委員会を発足し、暫定会合を開催した（11月）。また、対象10か国にIFNAへの参加意思確認及び案件形成に向けた基本的な説明を行う調査団を派遣した。
- ・ **「栄養改善事業推進プラットフォーム」への支援**：官民が連携した国際的な栄養事業展開のための「栄養改善事業推進プラットフォーム」が設立され、機構は運営委員会共同議長を務めている。約80社の食品企業・コンサルタント・NGO等から約160名の参加者を得て設立記念セミナーを開催したほか、カンボジアでは本邦・現地企業の連携強化を目的としたビジネスプログラムを実施している。
- ・ **ビル&メリンダ・ゲイツ財団（ゲイツ財団）との戦略的パートナーシップ強化（栄養分野含む）**：（「3-3-2. 保健」参照）
- ・ **「栄養改善パートナー」の立ち上げ**：機構ボランティアや専門家等からなる「栄養改善パートナー」を発足し、2016年12月以降、派遣中専門家等にコンセプトを説明するとともに、2017年2月からは派遣前の専門家及びボランティアへの説明を開始している。

3-3. 指摘事項への対応

＜指摘事項＞2015年9月に国連総会で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に向けて、政府として実施している「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」とも連携しつつ、新たな取組の検討及び着実な案件の形成、実施等に期待したい。

＜対応＞

SDGs推進本部によるSDGs実施指針作成に対し、機構はSDGs推進円卓会議の構成員として参加し、指針の本文及び付表（施策）の作成過程において開発協力の知見・経験からインプットを行った。12月に決定されたSDGs実施指針では、国外向け施策の多くに機構が関与することとなった（ジェンダー、保健、教育、科学技術イノベーション、産業人材育成、食料システム、質の高いインフラ、仙台防災協力イニシアティブ、現代的エネルギー、気候変動対策、森林・海洋資源、平和構築・復興支援・ガバナンス等）。これらの方針を踏まえた新たな取組として、障害者に配慮した学校建設、地域的な感染症対策に係る能力強化、非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上、住民の参加型合意形成による水資源の統合的管理の推進等、国際的にも重要視される新たな課題に対する案件の形

成や実施を進めている。

- また、SDGs ゴール 17 への貢献として、開発協力における SDGs 主流化、官民連携、開発途上国に対する SDGs 実施体制支援等をリードすることも期待されている。2016 年度は、学習産業との連携基盤となる文部科学省の Edu-Port 立ち上げや、官民連携による栄養事業展開のためのプラットフォーム立ち上げに貢献したほか、長崎大学との研究開発を通じたリフトバレー熱の簡易診断キットの開発成果の社会実装や日本式の医療サービスの国際展開の実現に貢献した。また、「途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」制度を新設するなど、日本の民間企業をはじめとする様々な担い手との連携を促進し、それら主体との連携による具体的な開発成果を実現させた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、SDGs 達成に向けた取組を各国が開始する初年度にあたって SDGs 全体および各ゴール達成に向けたポジション・ペーパーを策定するとともに、教育、保健、水、格差是正・貧困層支援の各分野で具体的な開発効果を発現させるべく取り組んだ。その際、TICAD V 支援策の実現等への貢献、機構の知見・経験を踏まえた国際会議等での主導的な発信やグローバルな展開の推進、国内外の様々な開発パートナーとの連携推進、SDGs 達成に向けた新たな課題への先進的な取組を行い、各分野で具体的な開発効果を実現する等、以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 教育

1-1. SDGs 達成に向け、学びの改善のための総合的なアプローチの観点から教員能力強化、学校運営改善、学校建設を通じ、子どもへの質の高い教育環境を提供し、累計 2,922 万人の実績となった。

- ミャンマーでの教科書・指導書開発では、小学校 1 学年 10 科目の開発が終了し、国家カリキュラム委員会による承認がなされた。今後、ミャンマー全土の小学生（1 年生：130 万人）に良質な教科書が届けられる予定。
- パプア・ニューギニアでの遠隔教育支援では、教材の継続利用が生徒の試験結果向上にもつながっていることがインパクト評価を通じて確認され、同国の教育省等を通じて事業対象地以外にもその成果が波及している。
- ニジェールでの「みんなの学校」事業では、学校運営委員会の資金活用モデル開発を支援した結果、モデル導入が生徒の試験成績や学力向上に貢献していることが確認され、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）資金を活用した世銀の事業を通じてスケールアップされている。
- この他、パラグアイの学校運営改善に係るマニュアル、パキスタンのインフォーマル教育のカリキュラム等については、開発途上国政府により公式化されるといった成果につながっている。

1-2. TICAD V 支援策の実現に関し、2013 年から 2016 年までに約 1,700 万人の子どもへの質の高い教育環境の提供を行い、目標値達成に向けて着実な実績を挙げたほか、TICAD VI については、ナイロビ宣言に基づき、職業訓練を含む人材育成や、科学技術分野の基礎学力強化のために理数科教員の養成に取り組んでいる。

2. 保健

2-1. MDGs で積み残された母子保健や感染症対策の課題に継続して取り組むとともに、非感染症疾患等の新たな課題への対応にも取り組み、SDGs の下で UHC の達成に重点を置いて支援した。加えて、

TICAD VI や伊勢志摩サミットに向けた日本政府の政策立案への貢献をはじめ、国際会議での機構の経験・知見の発信、各国での UHC 支援を推進した。UHC 支援の推進については、これまでの機構の支援の成果から得られた知見を活用し、29 か国を対象に第三国と連携して活動した。

- セネガルでは、中央保健省への専門家派遣、包括的継続ケアを中心としたモデルの全国展開を行う技術協力プロジェクト、TICAD VI で表明した UHC 達成を目的とする政策借款、政策制度に携わる人材の本邦研修を実施し、UHC 達成に向けた取組を包括的に支援した。
- バングラデシュでは機構支援モデルが政府省令により制度化され、同国の政策目標の達成に大きく寄与した。また、インパクト評価でも産前健診や施設分娩数の増加に統計的にも貢献していることが実証された。
- UHC 実現に向けた政策枠組「UHC in Africa」の策定を主導し、TICAD VI サイドイベント（JICA 主催）を通じて同枠組を国際社会に発信した。これらを通じ、UHC の推進に向け国際的なリーダーシップを発揮した。

3. 水

MDGs の達成が遅れている地域への支援を中心に、全ての人々の公平な水アクセスの改善や、水利用効率の改善に向けた協力に取り組んだ。特にアフリカでは、TICAD V 支援策への貢献として、安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関して、新たに 263 万人に裨益する事業を形成した。また、全世界で 11,900 人の水分野の人材を育成した。

- ブルキナファソでは、無償資金協力による深井戸給水施設 274 基を建設し、約 9 万人の安全な水へのアクセスに貢献したことに加え、技術協力プロジェクトや JOCV の活動を通じて、給水施設の維持管理や衛生活動の広域展開を図っている。
- モザンビークでは、施設建設から施工、住民への衛生啓発までを技術協力により支援した結果、約 3.5 万人の水アクセスの改善や 72 村落での野外排泄の撲滅を達成した。
- インドネシアでは、日本水道協会等の本邦関係者の全面的な支援の下で包括的な人材育成を展開し、300 以上の水道事業体を対象とした研修プログラムを支援した。
- スーダン、ボリビアでは、SDGs ターゲット 6.5 及び 6b を踏まえ、「参加型合意形成」による新たな統合水資源管理の事業を形成した。
- 神戸市のルワンダ協力への参画、東京水道サービスのケニア案件の受注、横浜ウォーターのルワンダ案件受注等、アフリカ地域で新たに自治体の知見を活用した事業を形成した。

4. 格差是正・貧困層支援

総合的かつ長期的な取組を通じて SDGs 達成に貢献するため、2030 アジェンダの理念である「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」を具現化する支援を行った。具体的には、障害者等の社会的に不利な状況に置かれることによる格差是正に向け、包摂性に配慮したインフラの整備、社会保障制度等の社会制度の強化、分野横断的な住民の課題に対し、包摂的な開発を進めるため、コミュニティを巻き込んだ開発計画の策定・実施を行う行政能力や連携体制の強化等に取り組んだ。また、SDGs の達成に向けた新たな課題への対応として、障害者や高齢者に対する支援や分野横断的なアプローチが必要な栄養分野にも取り組んでいる。

- ホンジュラスでは、機構が構築支援を行った FOCAL プロセスに基づき、90 の具体的なコミュニティ開発計画が策定され、うち 76 件が政府による承認を受け、順次実施されている。
- 障害者支援では、タイでの第三国研修を通じ、帰国研修員による自主的な活動や難聴者協会の立上げにつながった。
- 栄養分野では、TICAD VI においてアフリカでの IFNA の発足や、日本国内での官民連携のプラットフォームの立上げ、ゲイツ財団との連携強化、機構の開発関係者による「栄養改善パートナー」の発足等、今後の取組に向けた様々な連携や実施の基盤を主体的に整備した。

5. その他

5-1. 日本の知見や機構の開発協力の経験のグローバルな展開

- 授業研究、学校運営改善、特別活動、母子手帳等に関して、国際的な研究や報告書等に対して主体的な発信を行った。特に、第10回母子手帳国際会議では、WHOとともに母子手帳の国際ガイドライン策定を発表し、国際社会での主導的な役割を果たした。

5-2. 国内外との開発パートナーとの主体的な連携による具体的な成果の発現

- 学習産業との連携基盤となる文部科学省のEdu-Port（日本型教育の海外展開事業）立上げへの貢献や保健や栄養分野でのゲイツ財団との戦略的パートナーシップの強化といった連携基盤の強化。
- 日本式の医療サービスの国際展開事例となるプノンペンの救命救急センターの全面稼働。
- 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の研究を通じた長崎大学によるリフトバレー熱の簡易診断キットの製品化。
- 島嶼部での浄水場管理に係る沖縄県の知見を活用した島嶼国の水道システムの完工等。

<課題と対応>

2016年度に新たに打ち出された国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョンやTICAD VIの支援策等の政府政策を踏まえつつ、SDGs達成に向けた支援に更に取り組む。特に、SDGsの達成に向けた新たな課題への対応として、障害者や高齢者に対する支援や分野横断的なアプローチが必要な栄養分野の取組を強化する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

MDGs達成に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 教育（基礎教育）分野

SDGs達成に向けて学びの改善のための総合的なアプローチの観点から取り組み、教員能力強化、学校運営改善、学校建設を通じて、子どもへの質の高い教育環境を提供し、その提供人数は当初目標値（2,700万人）を上回る累計2,922万人の実績となった。

特に、ミャンマーでは、機構の技術協力により開発した小学1年生用の10科目の教科書・指導書が国家カリキュラム委員会の承認を受けた。今後、第一段階としてミャンマー全土の小学1年生（約130万人）に対して質の高い教育環境が提供されるほか、2年生以上の学年向け教科書・指導書の開発にも引き続き支援を行っており継続的な効果が期待できる点も評価される。また、パプア・ニューギニアニジェールの事業では、機構調査により学力向上の成果が確認されており、それぞれ教育省や世界銀行との連携による事業成果のスケールアップも見込まれており事業成果として高く評価される。

また、TICAD V支援策の実現に向け、2013年から2016年までに約1,700万人の子供への質の高い教育環境の提供を行い、2017年までに2,000万人への提供する目標達成に向けて着実な実績を上げたことが評価される。

2. 保健分野

UHC達成に重点を置き、MDGsの残り課題である母子保健や感染症対策への取組に加え、非感染症疾患等の新たな課題にも対応している。年度目標として設定した第三国との連携によるUHC推進のための保健システム強化支援国数は、これまでの機構による支援を通じて培った開発途上地域での知見を活用し、タイやエジプト、スリランカ等の国で第三国研修を実施した他、ケニアでのアフリカ保健アジェンダ国際会議のサイドイベントとしてUHC達成に向けた成果と課題を議論する等の取組により当初目標の10か国を大きく上回る29か国となっており、関係国の連携推進を通じた強靱かつ持続可能な保健システムの強化に貢献している。

特に、TICAD VIにおけるUHC in Africaの立ち上げについては、UHC推進の国際的なリーダーシップ

を発揮した事例として高く評価される。

具体的な案件として、セネガルにおける複数のスキームを用いた包括的な支援や、バングラデシュの母子保健モデル省令化などにおいて、戦略的なUHCの推進に貢献している点が評価される。

3. 水分野

安全な水の確保について、機構はアフリカを始めとする MDGs の達成が遅れている地域を中心に、水アクセスの改善や水利用効率の改善に向けた協力を実施した。アフリカでは、安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関して、新たに 263 万人に裨益する事業を形成し、ODA を活用した施設整備に加えて、技術協力や JOCV の活動を通じた施設の維持管理や衛生活動の広域展開、住民への衛生啓発を実施するなど、ハード・ソフト両面からの取組により当初目標として定めていた 50 万人を大きく上回る成果を上げ、TICAD V 支援策に大きく貢献した。

また、自治体等との連携として、ルワンダ協力事業への神戸市の参画、東京水道サービスのケニア案件の受注、横浜ウォーターのルワンダ案件受注等、アフリカ地域で新たに自治体の知見を活用した事業の形成に積極的に取り組んでいることに加え、インドネシアでは、日本水道協会等の本邦関係者の全面的な支援の下で包括的な人材育成を支援するなど、日本の持つ様々なリソースを活用し、工夫を凝らした支援を実施し成果を上げている点が評価される。

4. 格差是正・貧困層支援

教育、保健、水を始めとする様々な分野において、地理的、経済的、社会的に不利な状況に置かれることで拡大する格差に配慮した開発を促進するため、コミュニティのニーズを踏まえた包括的な開発計画の策定や、格差是正に配慮した案件形成・実施に取り組む、SDGs のゴール 1（貧困撲滅）やゴール 10（格差是正）の達成に貢献した。具体的には、ホンジュラスにおいて、地方分権化に伴い委譲される権限や資金を地域開発に適切に活用するためのコミュニティ開発計画の開発・導入を支援することで、90 の自治体の開発計画が策定され、関連機関同士の連携による保健や食料安全保障等事業実施モデルが構築される、等の成果を上げている。

また、障害者や高齢者に対する支援においては、タイでの障害者支援に係る第三国研修が帰国研修員による自主的な活動や難聴者協会の立ち上げに繋がるなど、過年度に実施した帰国研修員による活動成果が確認されている。また、保健や農業、教育、水等の複数関連省庁やアクターの関与による分野横断的なアプローチが必要な栄養分野での支援にも精力的に取り組んでいる。特に、栄養分野では、TICAD VI におけるアフリカでの IFNA の発足や、日本国内での官民連携プラットフォームの立ち上げ等に貢献したことは評価される。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、また、MDGs 達成に向けた各分野での国際的なリーダーシップの発揮や、多様なリソースを活用する創意工夫をこらした取組等、目標策定時の想定を上回る成果を上げていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

国際保健のための G 7 伊勢志摩ビジョンや TICAD VI のナイロビ宣言等を踏まえ、引き続き、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」とも連携しつつ、SDGs 達成に向けた新たな分野・パートナーとの取組の検討及び着実な案件の形成、実施等に期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・現場での事業実施から得られた、格差縮小に関する教訓を、日本（JICA）の強みとして、積極的に発信していただきたい。この観点から、7 月 12 日の報告会で言及のあった、世銀の 2018 年度 World Development Report にニジェールの「みんなの学校」プロジェクトからの学びを共有されたことは素晴らしい。ぜひ一過性のもの、一事業のみの試みとせず、機構全体としてこのような教訓を収集・整理し、国際社会に発信し続けていただきたい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 2	持続的経済成長
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 日本再興戦略, インフラシステム輸出戦略, 質の高いインフラ・パートナーシップ, 日本再興戦略, 国家安全保障戦略, 法制度整備支援に関する基本方針, 平和と成長のための学びの戦略, グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略, TICAD V 横浜行動計画, 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針, 質の高いインフラ・パートナーシップ, 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1)	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 運輸交通							
道路・橋梁総延長 (km)	220		429	830	726	347	355
鉄道総延長 (km)	120		630	200	260	120	37
空港／港湾の数 (港数)			14/7	3/3	1/5	6/4	2/4
能力向上対象人数 (人)			4,799	839	886	783	799
イ) 都市・地域開発							
マスタープラン策定数 (都市数)	5		7	9	5	4	3
ウ) 資源・エネルギー							
低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数	15				新規	22	23
資源・エネルギー分野の人材育成数	440				新規	1,325	603
エ) 法制度整備・民主化							
法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数 (新規+継続)	1,000				新規	1,700	1,997
支援対象の法令・法案数 (件)			新規	29	33	22	22
支援対象の法令運用・司法実務文書数 (件)			新規	18	27	24	26
オ) 高等教育							
支援対象大学延べ数 (校)	90		96	102	72	65	70
日本の大学での学位取得支援人数	600		585	472	594	861	1,053
事業提携している日本の大学延べ数 (校)	200		153	174	236	262	311
カ) 農業・農村開発 (注 2)							
SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数 (2014 年度からの累計人数)	1,800				新規	1,324	1,900
SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数 (2014 年度からの累計人数)	42,000				新規	29,988	42,468
キ) 民間セクター開発							
アフリカにおける産業人材育成人数 (2013 年度からの累計)	35,000				新規	31,754	48,330
②主要なインプット情報 (億円) (注 3)			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 運輸交通	技術協力		112	132	135	161	263
	有償資金協力		5,115	5,839	1,536	9,941	8,200
	無償資金協力		481	428	441	352	388
イ) 都市・地域開発	技術協力		45	48	37	53	48
	有償資金協力		1,007	3,400	1,565	10,752	4,957
	無償資金協力		31	149	208	352	158
ウ) 資源・エネルギー	技術協力		47	56	58	91	82
	有償資金協力		1,852	1,571	3,779	4,157	2,122
	無償資金協力		169	56	53	71	84
エ) 法制度整備・民主化	技術協力		6	8	8	109	94

	有償資金協力	-	-	-	-	-
	無償資金協力	-	-	-	-	-
オ) 高等教育	技術協力	40	48	52	65	83
	有償資金協力	122	376	-	105	-
	無償資金協力	7	1	38	1	66
カ) 農業・農村開発	技術協力	194	202	191	194	191
	有償資金協力	191	135	821	357	1,033
	無償資金協力	112	89	122	117	89
キ) 民間セクター開発	技術協力	81	77	90	96	116
	有償資金協力	421	773	617	597	648
	無償資金協力	-	51	-	-	0.7

(注 1) 道路・橋梁，鉄道，空港・港湾は当該年度の承諾案件の計画値を合計しているため，案件形成のタイミングにより年度別に大きな変動があり得る。

(注 2) 「農業・農村開発」のその他のアウトプットは No. 3 の「オ) 食料安全保障」参照。

(注 3) 技術協力は当該年度の支出実績，有償資金協力。無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別，分野・課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国・地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。

具体的には，(中略)

(ロ) 持続的経済成長

- 我が国自身の復興・成長体験，知識・技術・制度を世界と共有し，日本の成長にも配慮しつつ，途上国の持続的成長を後押しする。その際，経済成長の果実が，貧困層も含め広く配分されるよう，格差是正にも配慮して事業を実施する。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて，日本の知見を活用し，運輸交通やエネルギー等のインフラ整備と法制度整備，産業振興・貿易投資促進，ビジネス環境整備等を組み合わせた政策・施策の策定と実施及び人材育成を支援する。支援に当たっては，成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう，格差是正にも配慮する。

- 運輸交通については，日本の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ，質の高いインフラ整備に取り組む。特に，成長を続けるアジアのインフラ需要に呼応するとともに，運営管理や維持管理等の技術協力との連携(持続性)，環境社会配慮やジェンダー配慮(包摂性)，道路防災等のインフラや物流の安全性の確保(強靱性)を考慮する。
- 都市・地域開発については，成長著しい都市・地域における環境悪化やスプロール化等の都市問題の抑制に留意しつつ，SDGs への貢献も念頭に，マスタープラン案件の形成・実施に取り組む。特に，機構の提案する「持続可能な都市コンセプト」を，SDGs との関係を整理した上で，マスタープラン案件に適用する。
- 資源・エネルギーについては，SDGs への貢献も念頭に，持続可能な資源・エネルギーへのアクセ

スの確保に向けた低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援及び鉱業分野の投資環境整備・人材育成に取り組む。特に、地熱開発の協力拡大、島嶼国向けの「ハイブリッド・アイランド構想」の具体化を推進する。

- ④ 法制度整備・民主化については、開発途上国のビジネス環境の基盤形成のため、法・制度の整備や運用支援、人材育成に取り組む。特に、貿易円滑化については、通関電子化の稼働や関連業務プロセス整備に向けた協力を実施する。
- ⑤ 高等教育については、TICAD V 横浜行動計画（2013-2017）の実現に向けた取組を行うとともに、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成に向けて、開発途上国の拠点大学への協力、開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援を行う。
- ⑥ 農業・農村開発については、開発途上国農家の自給農業から商業的農業への参画支援を通じ、高付加価値農産物の自国内外における安定供給と農家レベルの所得向上のバランスある成長の確保を推進する。特に、TICAD VI に向け、PC やスマートフォンを利用したツールの活用や学会発表を通じ、市場志向型農業（SHEP アプローチ）の小農の理解促進及び広域化を加速させる。
- ⑦ 民間セクター開発については、開発途上国のビジネス環境改善や現地企業の競争力向上、地域経済・産業の振興のための協力を行うとともに、これら協力を通じて、アジア・アフリカ地域を含む開発途上地域の産業人材育成に向けた政府政策の実現に取り組む。

主な評価指標

ア) 運輸交通

（定量的指標）新規案件の計画総延長：道路・橋梁 220km，鉄道 120km

イ) 都市・地域開発

（定量的指標）マスタープラン策定数：5 件

（定性的指標）「持続可能な都市コンセプト」の案件への適用

ウ) 資源・エネルギー

（定量的指標）低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数：15 件，資源・エネルギー分野の人材育成数：440 人

エ) 法制度整備・民主化

（定量的指標）法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数：1,000 人

オ) 高等教育

（定量的指標）支援対象大学延べ数：90 大学，日本の大学での学位取得支援人数（新規受入）：600 人，事業提携している日本の大学延べ数：200 大学

カ) 農業・農村開発

（定量的指標）SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数：2014 年度からの累計 1,800 人，SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数：2014 年度からの累計 42,000 人

キ) 民間セクター

（定量的指標）アフリカにおける産業人材育成人数：2013 年度からの累計 35,000 人

3-2. 業務実績

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-2-1. 運輸交通

(1) 具体的な成果

① 国際化・地域化への対応

ア) ASEAN 連結性向上への取組

東南アジア諸国連合（ASEAN）の掲げる連結性マスタープラン（M/P）に基づき、後発 ASEAN 地域（ベトナム，ミャンマー，ラオス，カンボジア）の底上げに配慮しつつ，ASEAN 地域の回廊及び港湾・空港の整備を推進している。2016 年度は「日・メコン連結性イニシアティブ」が立ち上がり，日・メコン首脳会議（9 月）で ASEAN 連結性向上に向けて優先的に取り組む事業を確認し，事業を推進した。

- ・ **南部経済回廊**：カンボジアでは，国際幹線道路として重要なベトナム国境とプノンペン都心を結ぶ国道一号線に関し，最終区間であるプノンペン都市区間の道路や排水設備等の改修を行い，経済発展の促進や都心部の洪水被害の予防に貢献した。なお，住民移転への適切な対応に係る技術支援を併せて実施し，持続的な都市開発に向けた同国政府の能力向上も図っている。更なる開発について合意形成がされたミャンマーのティラワ経済特別区（SEZ）では，ヤンゴン中心部とティラワ SEZ を含むタンリン地区間の交通・物流増に対応するため新橋建設事業の詳細設計を開始した（9 月）。

- **東西経済回廊**：円借款事業により 2006 年に開通した第 2 メコン橋における交通量調査を実施した結果、1 日あたりの交通量は 2009 年の 256 台から約 8 倍の 1,947 台に増加したことが確認された。旅客者数の増加に加え、ラオス側の住民の国境を越えた社会サービスの機会拡大にもつながっている。また、ラオスの国道 9 号線上の橋梁 2 橋の改修のための無償資金協力事業（7 月 G/A 締結）の実施にあわせ、国道 9 号線をパイロットサイトとした道路・橋梁維持管理活動の支援を併せて支援し、ソフト・ハードの両面で大メコン圏地域東西回廊の円滑な輸送に貢献している。
- **港湾整備を通じた回廊の機能強化**：カンボジアのシハヌークビル港周辺海域の航海の安全性強化や同港の競争力強化のため、国際仕様に則った電子海図作成を支援した。政府機関や海事機関、船会社、国際機関等に対する国際セミナーを実施し、成果品の電子海図の利活用促進を図った（12 月）。
- **海上保安に係る能力強化**：（No. 4-1 参照）

イ）アフリカ地域回廊開発

- **最上流の計画策定**：TICAD V 支援策（2013-2017）も踏まえ、8 月に開催された TICAD VI の優先分野である経済の多角化・産業化に向けた取組として、道路・港湾整備等を含む「質の高いインフラ投資」に力を入れ、5 大成長回廊の整備を中心とした支援を展開している。以下の国際回廊のインフラ整備と産業・港湾開発戦略に戦略的に取り組み、開発効果の周辺地域への裨益を推進している。
 - **西アフリカ地域成長リング**：国境を越えた広域的な開発計画の策定を継続支援し、地域統合及び魅力的な共通市場形成と投資環境の実現を目指す当該地域の産業開発及び回廊開発を組み合わせた M/P を推進した。ガーナ国道 8 号線改修計画フェーズ 2 及びテマ交差点改良計画の協力準備調査を行ったほか、「ガーナ東部回廊ボルタ川橋梁建設事業」の L/A を調印した（12 月）。また、ブルキナファソではワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画に係る調査を実施した。
 - **北部回廊（モンバサ～内陸部）**：北部回廊の中継都市であるウガンダ北部のグル市内の道路改修計画にかかる無償資金協力の G/A を締結した（9 月）。20 年にわたる内戦中の維持管理不足の課題を抱える同道路の改修を通じ、地域の復興拠点としての交通機能の回復や生活基盤・経済基盤の改善、南スーダンにと接続する国際回廊の要衝として円滑な物資輸送の実現が期待される。
 - **ナカラ回廊**：モザンビークでは、ナカラ港運営改善に係る技術協力プロジェクトのフォローアップとして、短期専門家派遣と国別研修を実施したほか、無償資金協力「イレークアンバ間道路橋梁整備計画」の G/A を締結した（6 月）。本計画の対象路線の国道 103 号線は、国土を縦断する国道 1 号線と同国北部のナカラ回廊を最短で結び、農業潜在性の高いナカラ回廊の物流網の改善に資する路線であり、回廊地域の道路・橋梁・港湾の整備・改修による社会基盤や教育環境の改善、熱帯サバンナ農業開発を通じた地域総合開発にも貢献するものである。
 - **中央回廊（ダルエスサラーム～内陸部）**：ルワンダ国内の物流の要衝であり、タンザニアのダルエスサラーム港に至る中央回廊として位置付けられる「ルスモーカヨンザ区間道路改良事業」の L/A を調印した（7 月）。陸上輸送の円滑化とコスト低減、周辺国の物流活性化も期待される。
 - **南北回廊**：ジンバブエ国内北部区間のチルンドーカロイ間 140km のうち、円滑な交通の支障となっている 13 か所（約 15 km）の改修に係る無償資金協力事業の協力準備調査を行った（10 月）。

ウ）経済回廊及び国際道路網の整備（ASEAN、アフリカ地域以外）

- **バングラデシュ・ベンガル湾産業成長地帯構想（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt : BIG-B）実現への貢献**：国際競争力強化のため、急増する交通需要に対応し、首都ダッカの都市交通インフラ及び南アジア各国を結ぶ交通網の整備を実施している。6 月には円借款事業 3 件に係る L/A を調

印した。

- **ダッカ都市交通整備事業（II）**：バングラデシュ初の都市高速鉄道（MRT）の建設支援を通じ慢性的な交通渋滞と大気汚染の解消支援に貢献する。
- **クロスボーダー道路網整備事業**：アジアハイウェイ 1 号線等の既存橋の架替えや国境施設の整備等に加え、ダッカー・コルカタ間で唯一陸路交通が分断されているカルナ橋の新設を支援する。
- **ジャムナ鉄道専用橋建設事業（E/S）**：インドにつながるアジア横断鉄道の一部に鉄道専用橋を建設し、将来、増加が見込まれるコンテナ輸送にも対応する。
- **カザフスタン**：欧州とアジアを結ぶジャンブル州の主要国道のバイパス建設と既存道路のリハビリを行った。移動時間の短縮や車両運営コストの削減、道路安全の改善などの成果が確認された。

② 全国交通

ア) 最上流の計画策定

- フィリピン、ラオス、東ティモール、バングラデシュ、キルギス、エチオピアに道路分野の長期専門家を派遣し、道路行政や道路政策に対して助言・指導している。
- フィリピンでは、メトロマニラ、メトロセブ、ダバオの 3 地域の高規格道路網 M/P の策定に続き、フィリピン全土を対象とした高規格道路網開発 M/P 策定に関する詳細計画の策定を開始した。

イ) 全国交通施設の整備

- **土木学会賞技術賞の受賞（ネパール）**：1996 年に日本の無償資金協力で着工した総延長 160km に及ぶ「シンズリ道路建設計画」が、土木技術と社会の発展に大きく寄与した画期的なプロジェクトとして、公益社団法人土木学会の土木学会賞の技術賞を受賞した。同道路の開通により人とモノの流れが速くなり、経済活動の発展や教育・保健医療の改善にも大きな影響を与えている。
- **高速鉄道建設事業における技術支援（インド）**：ムンバイーアーメダバード間の高速鉄道建設事業では、事業の詳細設計や入札関連業務に係る技術支援に加え、安全認証制度の整備や技術基準の策定、駅や駅周辺の開発計画等に係る技術支援を開始した。（No. 8-2 参照）

ウ) 交通網の運営・維持管理能力強化

- **道路インフラ資産の長寿命化に係る課題検討**：開発途上地域における橋梁維持管理のあり方に関するプロジェクト研究とともに外部有識者委員会を立ち上げ、日本政府が掲げる「質の高いインフラ」の観点から道路インフラ資産の長寿命化に関する課題の検討を開始した。
- **道路アセットマネジメント中核人材育成プログラム**：技術協力プロジェクト、研修事業、留学制度を活用した人材育成事業を戦略的に実施し、日本のアセットマネジメント技術を活用した維持管理の定着（質の高いインフラ）を目指した人材育成プログラムを策定（12 月）し、日本政府の総合科学技術・イノベーション会議が実施する「戦略的イノベーション創造プログラム」でアセットマネジメントの最先端の研究を実施する大学との連携関係を構築した。
- **道路維持管理に係る能力向上支援**：タジキスタンでは、ハトロン州を対象とした道路維持管理機材に係る無償資金協力とも連携して舗装点検・補修に係る技術支援を行い、国際道路や国道の舗装性状の改善に貢献した。事業成果であるガイドラインは運輸省公認の下、同省傘下の全組織に配布され、道路維持管理業務の基礎確立に貢献した。道路維持管理の適正化を通じた道路物流の効率化を目的とした無償資金協力（4 月 G/A 締結）でも同事業成果を活用していく。
- **島嶼国を対象とした船舶の維持管理に係る広域支援**：これまで大洋州の島嶼国に対して供与した様々な種類の船舶を長く有効活用するため、同地域の定期維持管理の拠点となっているフィジーに

対し、「船舶維持管理・造船アドバイザー」を新たに派遣した（7月）。

③ 都市交通

ア) 最上流の計画策定

- **バングラデシュ・ダッカ都市交通戦略計画策定支援**：ダッカの都市交通全体の M/P を実施し、同国政府により承認された（9月）。同 M/P 策定支援にあわせ、都市鉄道 1 号線及び 5 号線に係る協力準備調査を実施している。

イ) 都市交通施設の整備

- **中米地域初のモノレール整備事業**：「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業（第一期）」（4 月 L/A 調印）では、モノレールの車両やシステムの導入を通じて、都市交通機能の改善や二酸化炭素排出削減を図り、同国の持続可能な経済成長に向けた支援を行っていく。（No. 8-2 参照）

ウ) 交通網の運営・維持管理能力強化

- バングラデシュでは、交通信号機等の有効利用や交通規制の強化、市民の交通意識の啓発・向上を行い、ダッカ首都圏の自動車や都市内バス等の公共交通機関の効率的利用を促す「ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト」を実施している。

④ 地方交通

- ミャンマーでは、安定した道路交通の確保や地域格差の是正、貧困削減に貢献するため、無償資金協力による地方道路の整備・維持に必要な建設機材等の整備とともに、全国道路網の整備・維持管理能力強化のための技術協力を開始した。
- インドネシアでは地方道路の維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクトの要請を受け、協力内容を検討すべく詳細計画策定調査を実施した。

(2) 戦略的な取組

① 「質の高い成長」に向けた取組の強化

ア) 質の高いインフラ・パートナーシップへの貢献

- **ADB との連携推進**：2015 年 12 月に締結した「質の高いインフラ投資」のためのアジア開発銀行 (ADB) との業務協力にかかる覚書に基づき、ADB と大メコン圏地域での運輸交通インフラ整備に関するリトリートを開催（10 月）し、東南アジア地域における支援の方向性の確認や、政府施策に基づく具体的な連携事業の発掘・精緻化に向けた協議を行った。具体的な案件としてミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。また、海外投融資により支援している ADB 内の信託基金が運用を開始し、インドとインドネシアの 2 件が承諾に至った。

② 新たな課題への対応

ア) 耐震橋梁設計基準策定への支援（高中所得国への支援の取組）

- チリでは、土木研究所の協力の下、日本の道路橋梁の耐震設計にかかる第一人者（行政、大学、コンサルタント、建設会社）の知見・経験を活用した技術支援の結果、チリの実情に沿った耐震設計基準の最終案の完成に至った。第 16 回世界地震工学会議（2017 年 1 月、チリ）では、チリ政府と合同で事業成果や耐震分野における機構支援の在り方等について世界各国からの参加者に発信した。実施中の技術協力「中南米地域防災人材育成拠点化支援プロジェクト」（2015～2020）を中核とした第三国研修を通じて、中南米諸国に広く普及していく予定。

イ) 情報通信技術 (ICT) の利活用促進

- **ITS (高度道路交通システム) 分野への取組**：都市化の進行に伴う道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策などの課題に対応するため、ITS を活用した支援に取り組んでいる。ITS 課題別研修では、帰国研修員の活動状況をフォローし、ザンビアで現地ニーズに応じたセミナー及び調査を実施した。日本の ITS 技術の周知と相手国の ITS にかかるニーズ等を把握し、日本の質の高いインフラ輸出につながる案件形成に資する取組を実施している。

③ 日本の民間企業等との連携強化

- **アフリカの回廊開発 M/P 説明会の実施**：本邦企業を対象に、北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ地域成長リングに係る説明会を実施した (2017 年 1 月)。幅広い業種から約 300 名の参加の下、優先プロジェクトのリストや M/P 策定を通じて関係を構築した相手国政府の省庁・部局リスト、各国・地域の主な統計データ等を発信した。説明会后、多数の企業より ODA 事業への参加等に係る個別の関心事項が伝えられた。(No. 5-8, No. 9-2 参照)

3-2-2. 都市・地域開発

(1) 具体的な成果

急激な経済成長と人口増加により様々な課題に直面する開発途上国において、地域や都市の発展段階や特性を踏まえた協力の展開にあたり、SDGs でも中心課題とされた「持続可能な都市開発」への貢献も念頭に、「持続可能性」、「強靱性」、「包摂性」に配慮した支援を推進している。都市開発においてはディリ (東ティモール)、レイ・ナザブ (パプアニューギニア) の M/P 策定に加え、ヤンゴン都市圏開発に係る都市計画の改訂支援を新政権樹立後の要請を受けて機動的に実施し、計 3 件の策定を完了した。なお、当初計画では完了予定であった西アフリカ広域開発 M/P はガーナでの環境アセスメントが外部要因により遅延、カトマンズ都市交通 M/P (ネパール) は他案件にて行われている地震リスクアセスメントのデータ解析結果の待機期間が発生し、モンバサ都市開発 M/P は相手国政府側の要望に応じて環境アセスメントによりきめ細やかな手法を採用したことにより、期間を延長して支援を継続している。これらに加え、以下のような観点に配慮した提案を行った。

① 「持続可能性」に配慮した空間計画及び都市・広域インフラ開発計画の策定支援

ア) 「持続可能な都市コンセプト」の M/P への反映

- **東ティモール「ディリ都市計画策定プロジェクト」**：持続可能な経済成長を促す開発ビジョンの策定が先方政府からの要請に含まれていた。10 月に完成した M/P では、2030 年を目標年次とした開発ビジョンの実現のため、戦略やプログラム、プロジェクトの形成の際に留意すべき 4 つ視点の一つとして「持続可能性」を設定した。また、ディリにおける住環境の悪化や自然環境への負荷増大の要因となっている高密度化の緩和のため、衛星都市の形成を提案した。
- **パプア・ニューギニア「レイ・ナザブ都市開発計画プロジェクト」**：レイ・ナザブ地域は、その大半を慣習的土地が占めることから、2025 年を目標年次とする都市開発 M/P を策定するにあたっては、都市開発やインフラ整備に係る土地収用等について、土地所有者である氏族代表等とのパブリックコンサルテーション (計 3 回) を実施した。都市開発 M/P は 2017 年 2 月に完成した。
- **ニカラグア「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」**：持続可能な都市コンセプトを M/P へ反映させるための基礎資料として、CASBEE (以下 (2) ②参照) で設定されている指標に係る情報を収集した。その分析を基に M/P を作成中である (2017 年 5 月完成予定)。

- ・ **タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」**：タイ政府は「持続可能な都市の構築」を国家政策に位置付けており、地方都市の将来ビジョンを踏まえた未来型都市のコンセプトの確立や、その実現に向けた事業実施メカニズム及び手法を検討している。2016 年度は政策コンセプト「Sustainable Future City Initiative」の案が策定され、6 つのモデル都市を対象に、包括的な持続性分析（都市プロ研の Urbanscope と CASBEE 都市の評価試行）に基づき、多くのステークホルダーの参加による都市に持続性に配慮した開発計画の策定を支援している。モデル都市での成果を踏まえ、政策「Sustainable Future City Initiative」が最終化される予定。

イ) 公共交通指向型開発（Transit-Oriented Development：TOD）を援用した M/P，開発戦略の提案

- ・ **サンタクルス（ボリビア）およびダルエスサラーム（タンザニア）**では、都市のスプロール化に対する対応策として公共交通を中心としたまちづくりを提案する方針で、土地利用計画と連携した交通 M/P 調査を実施している。サンタクルスでは、本邦研修に TOD の事例説明を含める等により土地利用と連携した交通ネットワークに対するカウンターパートの理解を促進した。また、ダルエスサラームでは、土地利用計画を所掌する中央省庁を実施体制に組み込み、土地利用に関する情報交換・議論が行える体制を整備した。
- ・ **ケニア「モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト」**：モンバサでは、モンバサ島から周辺の大陸側へ都市がスプロールしているとともに、中心となるモンバサ島と大陸側の交通ネットワークが脆弱な状況である。そのため、都市構造計画として中心地の改善と大陸側にサブセンターを計画し、これらのネットワークを強化する都市公共交通の導入を提案した。また、この都市公共交通の 6 つのステーションにおいて TOD による開発を提案している。

② 「強靱性」に配慮した環境や防災の取組を含む都市開発 M/P の策定支援

ア) 環境対策や防災対策を含む都市開発 M/P の提案

- ・ **ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発課題整理のための基礎情報収集・確認調査」**：ヤンゴンの中心業務地区は 325.6 人/ha と人口密度が非常に高いが、都市の社会基盤が十分整備されておらず、サイクロン・洪水・地震等の自然災害に対して十分な強靱性を有していない。このため、下水・排水システムの改善や、地震時や火災時のための都市オープンスペースの設置等を提案し、防災時の強靱性の強化を目指している。
- ・ **ボリビア「サンタクルス都市圏交通マスタープラン調査プロジェクト」**（再掲）：サンタクルスでは、急速な都市開発に社会基盤整備が追いついていない。排水不備による道路冠水が交通問題の一つの要因であることから、降雨時にも交通ネットワークを確保するべく、道路冠水対策を含めた交通 M/P の作成を支援している。

③ 「包摂性」に配慮した都市・地域開発の実現

ア) 社会的弱者を含む住民のニーズに配慮した都市開発 M/P の提案

- ・ **ヌアクシヨット（モーリタニア）**では、統計などの基礎的な情報が未整備である現況に対して、地図作成や社会調査等から住民の特性、交通目的などを調べる社会調査を実施し、社会的な特性を把握した上で都市開発計画を策定する手法を採用、着手した。
- ・ **東ティモール「ディリ都市計画策定プロジェクト」**（再掲）：住民ニーズを反映した M/P を作成するため、主要開発エリアを中心に、将来都市構造シナリオ選定、環境社会配慮に係るパブリックコンサルテーションを 2 回にわたって計 115 名を対象に実施した。
- ・ **ニカラグア「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」**（再掲）：社会的弱者を含む 10,000

戸を対象に個別訪問調査を行い、住民の都市開発 M/P へのニーズを収集した。

- ・ タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」(再掲)：地方都市において、社会的弱者を含む都市開発の在り方を議論している。特に、タイでは高齢者に配慮した街づくりへの関心が高く、それに対応した本邦研修での情報提供や議論も行っている。

(2) 戦略的な取組

① M/P の相手国の政策・制度等への反映に向けた取組

- ・ ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発課題整理のための基礎情報収集・確認調査」(再掲)：2016 年 3 月 30 日に新政権が発足後、日本政府に対し 2016 年 12 月までに首都ヤンゴンの都市計画を見直す要請があった。通常であれば 1 年から 1 年半かかる調査を、2016 年 7 月より僅か 6 か月間という短期間で実施するため、国土交通省や機構内関係者(在外事務所、専門家、調査団等)のリソースを総動員し、加えてミャンマー新政権の意向を十分踏まえるために先方政府と週例会議を設ける等、機動的かつ丹念なプロセスにより調査を実施した。

② 持続可能性評価指標(CASBEE 都市―世界版)の開発への参画

- ・ CASBEE 都市(世界版)検討小委員会(14 回)に委員として継続的に参加した。機構が実施中の都市開発 M/P の対象都市のデータの提供や検討小委員会への参加等、国際的な視点からのアドバイスを通して、SDGs に配慮し開発途上国でも適用可能な CASBEE 都市(世界版)の開発に貢献した。

③ 持続可能な都市実現に向けた都市間連携の推進

- ・ 持続可能な都市の実現に向けて、過去に都市開発 M/P 策定支援を行った都市(ウランバートル、ハノイ、プノンペン、ビエンチャン、ディリ、ヤンゴン、マニラ)を対象に、計画実施に向けた知見の共有と都市間ネットワークづくりのため関係者を招へいした(2017 年 3 月)。

④ 外部発信の強化

- ・ JICA 都市地域開発の取組にかかる外部関係者の理解促進、プレゼンスの向上のため、TICAD VI では回廊開発 M/P、HABITAT III では地方都市開発の必要性、アフリカにおけるインフラ国際会議では回廊 M/P をベースとした広域成長戦略を発信した。

3-2-3. 資源・エネルギー

(1) 具体的な成果

① 低炭素電源開発とナショナルグリッド(基幹系統)増強、エネルギーアクセス改善への貢献

ア) 高効率火力発電を通じた低炭素電源開発の推進

- ・ ガスコンバインドサイクル火力(ウズベキスタン)：円借款事業で建設支援を行っている発電所の運転・保守人材の育成機能強化に係る技術支援にあわせて、訓練用機材(シュミレーターとカットモデル等)を供与した。また、発電設備の効率的な運用・運転や維持管理技術の習得を目的とした国別研修を実施し、機構が支援している発電所を含む 4 か所の発電所を対象に、3 年間で計 36 人の発電所職員を育成した。研修の様子は日本の業界紙等でも掲載され、対外発信にも寄与した。
- ・ 超々臨界圧石炭火力(バングラデシュ)：マタバリ地区で実施中の発電所・港湾土木工事等の支援に加え、新たにアクセス道路の建設等にかかる円借款事業を形成した(6 月 L/A 調印)。
- ・ アフリカ地域におけるガス火力支援の検討：タンザニアでは、機構が策定支援を実施した電力開発 M/P の結果も踏まえ、ガス火力支援の可能性を検討するための情報収集・確認調査を実施した。ま

た、タンザニアをひとつの具体例として、今後のアフリカ地域におけるガス火力発電開発に際し、日系企業が検討すべき課題も検討した。

イ) 基幹系統増強、配電網拡張による電化促進（分散型電源の活用を含む）

- **基幹系統の増強整備と人材育成：**ミャンマー、カンボジア、スリランカ、インド等では、低損失送電線等の日本の技術を活用した資金協力事業を形成し、基幹送電系統や地方配電網の整備を推進した。同時に、ミャンマー、カンボジアでは資金協力を連携する形で技術協力を通じた人材育成を開始した。また、課題別研修を通じ、電力系統技術や系統運用に係る技術支援を実施した。
- **国際連携電力系統網（パワープール）の構築支援：**アフリカ地域の電力の安定供給体制の構築に貢献すべく、パワープール構築等を支援した。TICAD VI では、世界銀行、AfDB、米国国際開発庁（USAID）等とサイドイベントを開催し、広くパートナーの巻き込みを図った。なお、パワープール化の恩恵を受けにくい小国（シエラレオネ等）に対しても、ディーゼル発電機等による電力供給安定化を支援している。
 - **東部パワープール：**東部と南部をつなぐ要地となるタンザニアでは、東部パワープールを対象とした情報収集・確認調査に先行して、電力M/Pの策定支援を完了した（2017年3月）。
 - **南部パワープール：**南部パワープールを対象に情報収集・確認調査を実施し、現状と課題の把握や優先プロジェクトの選定、日本の優れた技術の活用可能性等を検討した。同時に、域内での電力融通も念頭に、アンゴラ、モザンビークでの電力M/P策定に係る支援に着手した。
- **グリッド接続型再生可能エネルギー利用と系統安定化支援：**国産エネルギーの有効活用と気候変動対策に係るニーズへの対応として、再生可能エネルギーの活用による発電設備容量の増強とグリッド接続による安定的な電力供給をあわせて支援している。
 - **エジプト・ハルガダ太陽光発電：**20MW の太陽光発電所の建設に加え、日本の技術を活用した蓄電池施設の設置を通じ、夜間の電力供給を含む電力供給の増加や系統安定化に係る円借款事業の詳細設計支援を開始した。
 - **モロッコ・スマートグリッド導入支援：**再生可能エネルギーの導入促進に必要な系統安定化対策に関し、日本のスマートグリッド技術や導入経験の活用も視野に入れた情報収集・確認調査を実施している。同調査の一貫として、モロッコ関係者を日本に招へいし日本の技術紹介等を行い、国連気候変動枠組条約の COP22 に関する NHK 全国ニュースの特集で放映された。
- **分散型地方電化の活用：**送配電網拡張から取り残される遠隔地方部の電化促進を民間や大学と連携して支援している。（海外投融資事業は No. 14-6 参照）
 - **民間企業との連携（タンザニア）：**TICAD VI 支援策の実現として、Digital Grid 社によるオフグリッド太陽光事業（未電化地域の村落にあるキオスク（小売店）への太陽パネル設置と BOP 層に対する LED ランタンの充電・レンタルや携帯電話の充電サービスの提供等）に対し、海外投融資による支援を決定した（10 月投資契約調印）。(No. 8-2, No. 14-7 参照)
 - **大学等との連携（ケニア）：**ケニアでは日本の大学や民間の協力を得て、国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）をカウンターパートとして再生可能エネルギーによる地方電化推進のための研究・人材育成能力向上を支援してきた。結果、累計 53 件の学術論文発表や同大学の物理学部での再生可能エネルギー専科の設立、計 200 名以上の太陽光技術指導者の育成や関連テキストの国内での標準化等の成果に至った。

ウ) 需要サイドの省エネ促進

- **省エネルギー研修センターの開所（セルビア）**：「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」の成果として、セルビア省エネルギー研修センターが開所した（10月）。なお、同事業成果は日経新聞等でも記事が掲載されたほか、「ヴィシエグラード4ヵ国（V4）+日本」セミナー（10月）で成果を発信した。
- **産業セクターにおけるエネルギー管理（パキスタン）**：エネルギー消費が多い鋳造業や自動車部品製造業のモデル工場10社に対する省エネ技術指導を行い、実施可能なエネルギー管理効率モデル構築支援を行った。結果、モデル企業合計でモデル企業合計で年間約4,400,000MJ（1,222MWh, 1,320万円相当）の消費エネルギーが削減された。優良な改善事例をその他企業にも紹介し、省エネ活動の有効性を発信した。

エ) 最上流の計画策定への支援推進

各国の一次エネルギー事情に応じた最適な電力・エネルギー政策・計画策定をミャンマー、パキスタン、スリランカ、ヨルダン、タンザニア、ナイジェリア、モザンビークに対して支援している。先方のニーズに応えることを基本としつつ、日本の外務省、経済産業省、内閣府等との意見交換や民間企業からのヒアリング等を通じ、日本の優れた技術の活用等による質の高いインフラ投資等に取り組んでいる。

- **電力M/Pの策定と運営体制の構築（ヨルダン）**：経済成長や2011年以降のシリアからの難民流入に伴うエネルギー消費量の増加や近隣国からの電力輸入不足に対応するため、定期更新のための運営体制の構築支援と併せて、国全体の最適な電源供給の実現に向けた長期的なM/Pを策定した。再生可能エネルギーの一層の活用促進を想定した開発シナリオや、省エネ促進、電源の多様化の検討、エネルギーセキュリティ向上のための新規LNG火力や高効率石炭火力の活用を提言した。また、本邦研修を積極的に活用し、より効率的な送電系統ネットワークの構築に係る提言も行った。

② 地熱開発の促進

ア) アフリカ大地溝帯における包括的支援

- **TICAD VI への貢献**：SDGs ゴール7 達成に向けたサイドイベント「アフリカにおける電力開発～地熱、パワープール、IoT を活用した運営維持管理能力強化～」を開催し、アフリカ各国代表と各ドナーに加え、日本の大学、民間企業、国会議員の参加を得て、オールジャパンとしてのアフリカ地熱開発への取組を発信した。また、日本政府のコミットメント「地熱分野で、2022年までに約300万世帯分の電力需要を賄う」に対し、準備段階から日本政府の検討プロセスを支援した。
- **ケニア**：円借款事業「オルカリアV地熱発電開発事業」の実施にあわせて、電力分野における民間資本（独立発電事業者：IPP）の参入も含めた新たな開発の促進を目指し、地熱資源量調査と地熱発電公社の人材育成を進めている。特に、投資環境整備にかかる支援を更に強化するため、IPP 推進アドバイザーを新規に派遣し、IoT を活用した地熱発電所の運営維持管理能力強化にかかる案件形成に向けて、2017年1月より設備診断を実施している。

イ) その他地域における地熱開発の促進

- **インドネシア「地熱開発促進プログラム」の推進**：SATREPS「インドネシアにおける地熱発電の大幅促進を目指した蒸気スポット検出と持続的資源利用の技術開発」による調査・研究と人材育成を実施している。最新の科学技術活用による開発リスクの低減に期待が寄せられている。
- **中南米地域における地熱開発**：ボリビアでは100MWの電力を供給するラグナ・コロラダ地熱発電所建設に係る円借款事業を実施している。エクアドル、ニカラグアでは、試掘支援を推進している。

ウ) 本邦研修と留学制度を活用した人材育成

- ・ 国内の産官学 35 機関以上の協力を得て、オールジャパン体制により 3 種類の課題別研修（幹部行政官、地熱資源エンジニア、掘削マネージャー）を開始した。また、留学制度を活用し、将来の行政と研究・教育の中核人材を対象に、2014 年から累計 13 名を受け入れ、人材育成を支援している。

③ 島嶼国エネルギー支援

ア) 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」の実施

- ・ 第 7 回太平洋・島サミットを踏まえ、大洋州地域を対象とした「ハイブリッド・アイランド・プログラム」を実施している。4 件の無償資金協力事業（マーシャル太陽光発電、トンガ風力発電、バヌアツ小水力、ミクロネシアディーゼル発電）を形成しつつ、5 か国（フィジー、キリバス、ツバル、ミクロネシア、マーシャル）を対象に、フィジーを拠点とした広域の技術協力事業「太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」を開始した。
- ・ 沖縄県「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」との連携の一環として、中核人材等を対象に、沖縄県の知見を活用した課題別研修「再生可能エネルギー導入のための計画担当者研修」を実施した。
- ・ 大洋州エネルギー会合（6 月、ニュージーランド）、クリーンエネルギーフォーラム（6 月、フィリピン）等で、国際機関や各国関係者に対し同プログラムを紹介した。

イ) カリブ地域等島嶼国への横展開

- ・ 上記の「ハイブリッド・アイランド・プログラム」に続き、中南米・カリブ海地域でも広域協力（ジャマイカ、バルバドス、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ等）の準備を進め、2017 年度からの実施を予定している。

④ 資源の絆プログラム

開発途上国政府の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派・親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」に 2013 年度から取り組んでいる。

- ・ **資源ポテンシャル国を対象とした研修受入**：2016 年度はミャンマー、モザンビーク、モンゴル等から春、秋合わせて 18 名の長期研修員を受入れた（累計 59 名）。
- ・ **学位取得、インターンシップ、短期プログラム、海外フィールド調査等の実施**：9 月に最初の修了生 1 名（モンゴル）が卒業した。留学支援と共に総合的な人材育成を目指し、短期プログラム、海外フィールド調査（年度内 33 件実施）、インターンシップ（年度内 13 件実施）等を実施した。
- ・ **大学との連携強化**：筑波大学が新たな留学生の受入先に加わり、受入大学の総数は 9 校となった。また、北海道大学及び九州大学と共同課程の設置・運用を支援する契約を締結し、留学生の受入体制を強化した（北海道大学 4 月、九州大学 8 月）。

(2) 戦略的な取組

① 「質の高い成長」に向けた取組の強化

- ・ **質の高いインフラ投資の推進**：開発途上地域のニーズを踏まえた上流からのアプローチ強化を目指し、外務省、経済産業省、内閣府等との意見交換や本邦企業からのヒアリング等も実施し、新たに 9 件の M/P 調査策定支援を立ち上げた。
- ・ **民間連携を通じた質の高いインフラ投資の推進**：電力需給逼迫の緩和への貢献や自然エネルギーの促進のため、自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件となる

モンゴルのウムヌゴビ県ツォグトツェツィー郡での風力発電所建設に係る海外投融資契約を締結した（9月）。（No. 8-2, No. 14-6 参照）

- IoT 等の最新技術の活用推進：ケニア地熱開発（(1) ②ア）参照）

② プロジェクト研究や SATREPS 等による新たな開発課題への挑戦

- **低炭素エネルギー**：低炭素分野での日本の優れた技術とニーズのマッチングを促進するため、プロジェクト研究「先進的低炭素エネルギー技術の開発途上国展開に関する基礎調査」を開始し、「低炭素エネルギー」のブランド化への課題と日本の技術の競合他社に係る分析等を実施した。また、最先端のエネルギー資源の活用推進のため、インドネシアでの地熱発電促進や、ベトナムで高効率燃料電池と再生バイオガスによるエネルギー循環システムの構築に係る SATREPS を実施している。
- **汚染対策**：ザンビアで鉛汚染のメカニズムの解明と健康・経済リスク評価手法および予防・修復技術の開発に係る SATREPS を開始した。北海道大学の獣医学部を中心に農学部，工学部，経済学部等が学部を越えて総合的な汚染対策を検討し，事業化に向けて世界銀行とも連携する予定。

3-2-4. 法制度整備・民主化

(1) 具体的な成果

① 包括的な法整備支援

ア) 「法の支配国家」の実現を担う人材の育成（ラオス）

- 民法，刑事関連法，民事・経済関連法，教育・研修改善の四分野でサブワーキンググループ（SWG）を設置し，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察庁，国立大学等の関係者と協働して同国の「法の支配国家」の実現を担う人材の育成を行っている。特に民法典草案については起草作業を支援した。2016 年度は，SWG メンバー等（91 名）に対する本邦研修や短期専門家 12 名の派遣を通じた現地セミナーを開催した（72 名参加）。

イ) 法務長官府及び最高裁判所の組織的・人的能力向上支援（ミャンマー）

- **本邦研修を活用した関係機関との連携促進**：知的財産関連法支援では，連邦議会の上・下院議員（法案の審議・承認を所掌）と教育省（法案の起草と実施を担当）が本邦研修に共に参加した結果，知財関連法の関連機関間の連携が促進した。
- **オールジャパン体制の構築と支援**：日本の法務省，特許庁，文化庁，日本弁護士連合会による国際支援委員会を形成し，委員による現地セミナー実施等，オールジャパン体制による支援を実現した。

ウ) 民法・民事訴訟法普及支援（カンボジア）

- **カウンターパートのオーナーシップによる自立的な活動の実施**：1990 年代末から，民法・民事訴訟法を中心に，市民相互の権利の調整に関する基本的な法令の整備支援や，これら法令を適切に運用するための法曹人材の育成支援を，司法省，王立司法学院，弁護士会，王立法律経済大学に対して行ってきた。直接的にプロジェクトで育成された人材（裁判官や弁護士等）が講師となり，広く裁判官，書記官，弁護士等に対するセミナー等を自律的に開催（2016 年度のプロジェクト終了までに 20 回以上）し，延べ 1,500 人を超える法律実務家の民法・民事訴訟法に対する理解促進に貢献した。

エ) 民法典の整備支援（ネパール）

- 2009 年より民法の起草及び立法に向けた支援により，法案の議会への提出および議会内の立法委員会での検討を終え，民法典の成立が期待されている。成立に至れば，ネパールのみならず南アジア

初の統一的な民法典となる。2016 年度には、日本への立法議会議員の招へいや、裁判官、検察官、弁護士、行政官をはじめ、市民や NGO 等からの意見を聴取するパブリックコンサルテーションをネパール各地で実施した。

② 金融分野への支援の拡充

ア) ベトナム

- **国営企業改革**：国営企業改革にかかる 5 か年計画（2011～15）に対して、実施機関である財務省、国家資本投資公社、債権債務売買公社の機能強化と能力向上、国営企業の株式化、コーポレートガバナンス強化、事業再生ノウハウ等、日本の経験・知見の移転を通じて国営企業改革の推進を支援してきた結果、次のような成果が得られた。
 - **政策提言書の作成と反映**：国営企業改革に係る政策提言書を、首相、副首相、財務大臣、国家銀行総裁等に提出、説明した結果、同国政府が策定中の 5 か年計画に提言の一部が反映された。
 - **国家資本投資公社の企業支援能力の強化**：対象企業に対するコーポレートガバナンス強化のためのガイドラインや主要なリスク指標等を策定し、2017 年からの施行に結びつけた。
 - **事業成果の自主的な普及・活用**：パイロットとして取り上げた国営企業に対する財務・事業改善支援の成果を踏まえ、社内マニュアルの改訂や社内研修を同企業の社員が自主的に実施している。
- **銀行セクターの健全化**：国家銀行（中央銀行に相当）の金融機関監督機能強化、銀行セクターの再構築のための制度整備支援等を実施した結果、金融監督の手順、手続きを定めた通知制定等、国家銀行による必要な法令・政令の準備が自主的に進んでいる。また、ベトナム資産管理公社では、債権回収機能強化のための法整備や時価取引のためのマニュアル策定に係る支援の結果を踏まえ、不良債権の実質的な処分や不良債権の時価買取への活用が見込まれている。また、銀行セクターの不良債権に係る政策提言書を首相、副首相、財務大臣、国家銀行総裁などに提出して説明した結果、現在国家銀行が策定中の 5 か年計画に提言の一部が反映されるとともに、国家銀行が策定を開始した不良債権処理と脆弱金融機関の再編にかかる特別法にも反映される見込みとなった。
- **金融政策・経済分析予測能力の強化**：国家銀行の経済分析予測能力および金融政策分析・報告体制強化を支援する新規の技術協力プロジェクトを開始した。

イ) ウクライナ

- **国営銀行の制度改革戦略作成、不良債権、債権処理機関に関する国営銀行戦略作成支援**：金融監督機能強化に係る国別研修（7 月、11～12 月）や金融セクターに係る基礎情報収集・確認調査（11 月～2017 年 2 月）を実施した。また、国営銀行部門改革に係る基礎情報収集・確認調査を 2017 年 2 月に開始した。

③ 貿易円滑化支援

ア) 通関電子化の稼働や通関関連業務プロセスの整備に係る支援

- **ベトナム**：無償資金協力により導入された日本のシステムを活用した貿易手続き・通関システム（VNACCS/VCIS）の今後の更なる利活用強化に向けて、日越共同で調査を実施し、同システムの安定運用と利活用改善のために必要な事項を確認した。
- **ミャンマー**：貿易手続き・通関システム（MACCS/MCIS）について、無償資金協力でのシステム開発と並行して、技術協力による人材育成、業務・制度設計、法規程等の体制整備を進めた。同システムは 11 月に正式に運用を開始した。

イ) アフリカ東部 (EAC 諸国) のワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP : One Stop Border Post) 支援

- **TICAD VI への貢献** : TICAD VI のサイドイベント「アフリカ域内の貿易活性化 - 地域経済統合とアフリカの競争力強化にむけて - 」を東アフリカ共同体 (EAC)、NEPAD、世界税関機構 (WCO) と共催した。約 120 名の参加のもと、今後のアフリカ域内の貿易拡大のために必要な官民の取組に係る議論を行ったほか、OSBP ソースブック第二版を正式発表した。
- **ルワンダ・タンザニア国境** : ルスモ・カヨンザ間の道路改良事業に加え、ルワンダとタンザニアの国境にルスモ国際橋及び国境手続き円滑化のための施設 (OSBP) の建設を支援し、4 月に開通式典を実施した (4 月)。開通後、1 日あたりの車両の台数の増加が確認されている。また、ルワンダを含む東アフリカ 5 か国の OSBP 施設の運用能力向上を支援しており、中央回廊を經由したルワンダへの流通網改善や国境通過車両の通行規制の緩和、越境手続きの円滑化等を図っている。
- **ボツワナ・ナミビア国境** : マムノ・トランスカラハリ国境の OSBP 導入に向けた手順書案及び導入計画案を作成し、その啓発活動を実施した。
- **WCO との連携** : WCO との業務協力協定に基づき、プロジェクト研究「保税運送ガイドラインの作成に係る JICA/WCO 共同プロジェクト」を実施し、アフリカで開催された 2 回のワークショップにて、機構の OSBP 導入の事例や教訓を発信した。またプロジェクト研究「アフリカ貿易円滑化に向けた能力向上に係る JICA/WCO 連携」を立ち上げ、WCO の専門家を活用した現地ワークショップを複数回開催した。

④ ガバナンス強化

ア) 行政官能力向上

- **公務員の政策制度形成・人材育成強化 (ベトナム, カンボジア, ボツワナ, エジプト)** : ベトナムでは、内務省など公務員採用試験改革を担う 13 人に対して日本の公務員採用試験制度を紹介する研修を実施し、新たな公務員採用試験制度を導入する政令策定を支援した。カンボジアやボツワナでは、日本の公務員給与制度に関する本邦研修を実施し、それぞれ自国の公務員給与制度改革を支援している。エジプトでは、計画省やライン省庁の計画部局担当者 27 名に対する本邦研修や、関係者 100 名超を対象にした現地勉強会の開催等を通じ、中期開発計画・実施能力強化を支援した。

イ) 汚職防止能力向上

- **国家健全性戦略 (NIS : National Integrity Strategy) の実施支援 (バングラデシュ)** : 2012 年にバングラデシュ政府が閣議承認した NIS の実施枠組の確立支援を行った結果、行政機関 59 省庁のうち 53 省庁が NIS 行動計画を作成し、また、内閣府に設置されている NIS ユニットの汚職対策の計画立案と活動モニタリング枠組みの構築に至った。特に、一般国民の NIS の認知度が大きく向上した (5% から 81%)。

ウ) 競争法の策定・運用

- **競争法執行体制の整備 (インドネシア)** : 競争法制の一部をなすパートナーシップ法に係る本邦研修及び現地セミナーを実施した。競争当局内に同法の執行を担う新部署が設置される等、執行体制の整備がなされた。また、競争環境の現状把握および政策提言を目的とする市場調査の実施に向け、調査実務に関する本邦研修等により競争環境の改善に資する取組を支援した。

エ) 地方行政能力強化 (No. 1-1「格差是正・貧困層支援」参照)

オ) 公共財政管理

- ・ **地方財政改善の改善 (パレスチナ)** : 固定資産税に係る新評価基準案及び運用マニュアルを策定し、固定資産税局に提出した。今後、内閣の承認プロセス等を経て、適用が開始される予定である。また、承認後の実務に備えた局職員への研修や、固定資産評価システムや GIS の導入支援を行った。

⑤ 民主的制度整備支援

ア) ベトナム

- ・ **国会事務局能力の向上** : 効率的な国会運営や議員活動を補佐する国会事務局能力の向上のための支援を実施している。2016 年度は、ベトナム国会事務総長を招へいし日本の国会の経験等を共有した。また、事務局職員による国会議員の法案作成の補佐に係る能力の強化及び国会の広報活動の強化のため、セミナー・ワークショップ、本邦研修などを計 117 名に対して実施した。

イ) メディア支援

- ・ **公共放送局化支援 (ミャンマー)** : 国営放送局の公共放送局化に際して、正確・中立・公正な情報を国民に届けるためにメディアに必要となる人材育成を目的として、公共放送局化の組織・経営の方針の検討、報道・番組制作・機材管理に関する同局職員の能力強化支援を行っている。2016 年度には、日本の民間放送局の協力の下、報道に携わる職員に対する本邦研修を実施した。また、日本人専門家の指導を受け、生放送ニュース番組も開始された。

(2) 戦略的な取組

① 新機軸・高品質な研修の形成・実施

- ・ **課題別研修「金融規制監督」の新設** : 金融庁が設置したグローバル金融センター (GLOPAAC) と連携し、イラン、スーダン、パキスタン、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、タンザニア等 11 か国から 17 人を対象とした研修を実施した (8 月)。金融庁、日本証券取引所等を視察し、金融機関への適切な規制と経営を監督する体制整備の必要性について理解を深めた。
- ・ **課題別研修「金融政策・中央銀行業務」の新設** : フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの 8 人を対象とした研修を実施した (2017 年 2 月)。一橋大学による講義に加え、日本銀行、金融庁、メガバンク等の金融機関を訪問し、中央銀行の役割と機能、適切な金融政策立案と実施について理解を深めた。
- ・ **課題別研修「公共財政管理・公的債務管理エクゼクティブ・プログラム」の新設** : 円借款供与国を中心とした 19 か国 23 人を対象に、世界銀行による公的債務管理研修と機構による公共財政管理や偶発債務に係る研修を合同で実施した (7 月)。

② 法務省、日本弁護士連合会等との連携強化

- ・ 法整備支援に係る各機関との恒常的な情報交換や、例年の法整備支援連絡会 (2017 年 1 月) を実施し、より緊密な会合である「法整備支援ネットワーク会合」を初めて主催した (7 月)。

③ 法整備支援に係る国際機関との連携強化

- ・ **UNDP との共催シンポジウム** : 法整備分野での初の試みとして、UNDP との共催シンポジウムをニューヨークで開催し、国連関係者等約 50 人の参加を得た (12 月)。「法遵守の文化 (CoL : Culture of Lawfulness)」の意義や醸成・促進の必要性を共有し、有効な援助アプローチの検討を行った。ま